

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年2月13日
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 賢治
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ 米国ソブリン債ポートフォリオ 欧米ソブリン債ポートフォリオ
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	ポートフォリオごとに1,000億円を上限とします。 (合計3,000億円を上限とします。)
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

しんきん海外ソブリン債セレクション
欧州ソブリン債ポートフォリオ
米国ソブリン債ポートフォリオ
欧米ソブリン債ポートフォリオ

(上記ファンド名称を総称して「ファンド」ということがあります。また、「しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）」を「しんきん欧州ソブリン」、「しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）」を「しんきん米国ソブリン」、「しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）」を「しんきん欧米ソブリン」と略して表記する場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

ポートフォリオごとに1,000億円となる口数を上限とします。（合計3,000億円を上限とします。）

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社)

<コールセンター>0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00)

<ホームページ><https://www.skam.co.jp>

(5)【申込手数料】

各ファンドの申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に1.65%(税抜1.50%)を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。(購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。)

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等相当額」といいます。)が課されます。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社)

<コールセンター>0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00)

<ホームページ><https://www.skam.co.jp>

(6)【申込単位】

「自動けいぞく投資コース」

販売会社が定める単位

「一般コース」

1万口以上1万口単位

(7)【申込期間】

2026年2月14日から2026年8月7日まで

(申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <https://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812(携帯電話からは03-5524-8181)

(受付時間:営業日の9:00から17:00まで)

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を結んだ取得申込者においては、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限り、これを受け付けるものとします。

収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、税引後の分配金が無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によって、どちらか一方のみの取扱いとなります。

「自動けいぞく投資コース」の場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ユーロ参加国の国債、米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を目指します。

ユーロ参加国とは、欧州経済通貨同盟（EMU）加盟国です。EMUとは、統一通貨「ユーロ」を導入する欧州連合（EU）加盟国による共通の経済政策・通貨対策の実施を目指す同盟です。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

(全ポートフォリオ共通)

単体型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単体型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

(欧州ソブリン債ポートフォリオ)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月) 日々 その他 ()		ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

(米国ソブリン債ポートフォリオ)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券))	年4回	日本 北米 欧州		
資産複合 ()	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々			
	その他 ()			

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

(欧米ソブリン債ポートフォリオ)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券))	年4回	日本 北米 欧州		
資産複合 ()	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々			
	その他 ()			

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

< 商品分類の定義 >

「追加型投信」...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

「海外」...目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

< 属性区分の定義 >

「その他資産（投資信託証券（債券））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるもの

「年4回」...目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの

「北米」...目論見書等において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「欧州」...目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

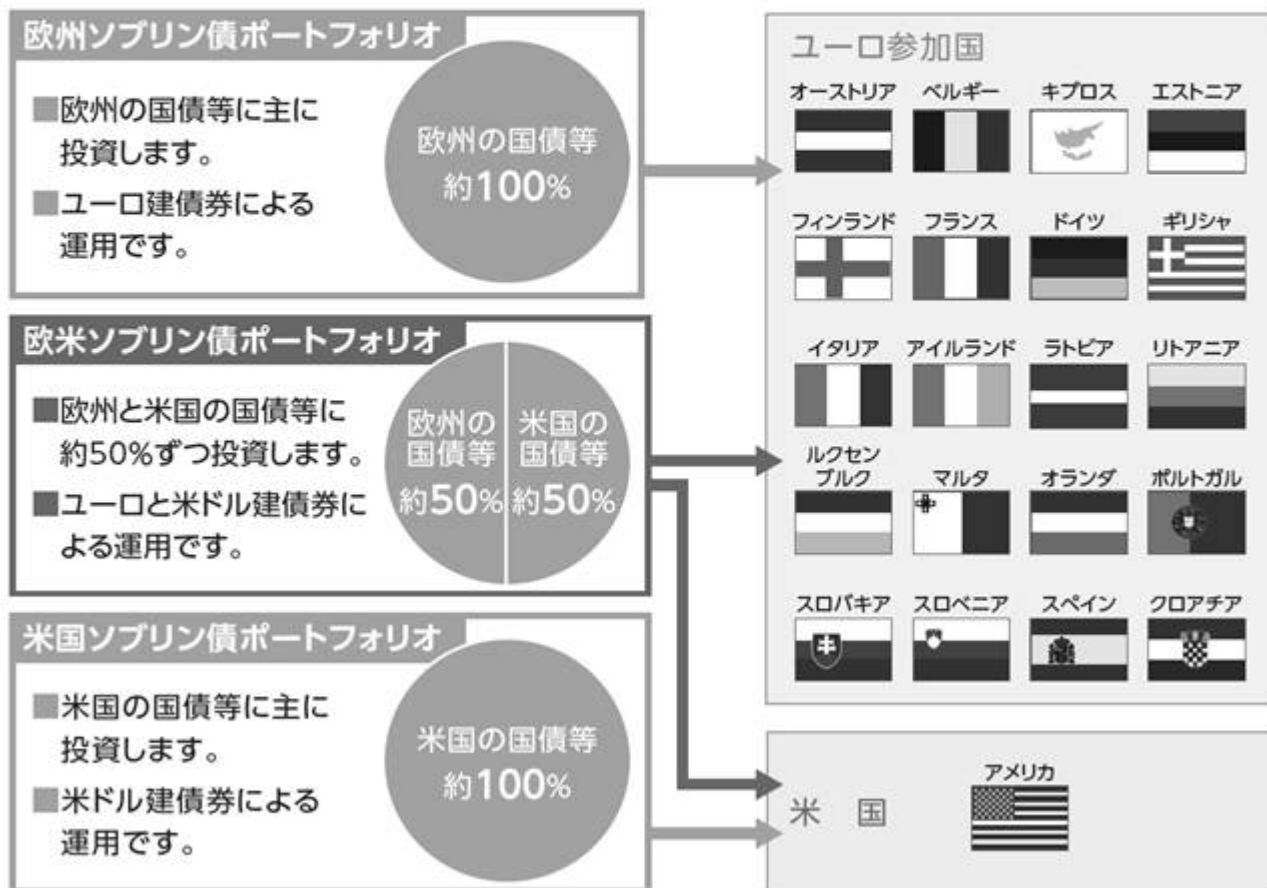
当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

欧州と米国の国債等[※]に投資する3つのポートフォリオで、グローバルな資産運用をお手伝いします。3種類のポートフォリオから、投資者のニーズに合わせてお選びいただけます。

※各国政府や政府機関、国際機関が発行する債券（総称してソブリン債といいます。）を投資対象とします。

投資対象国 ※ 2025年11月末現在の投資対象国であり、実際の投資国とは異なります。



それぞれの通貨で発行される国際機関債等も投資対象です。

特色1 ユーロと米ドルというなじみ深い主要通貨建債券による運用です。

特色2 信用力の高い債券に投資します。

運用を主に、各国政府や政府機関、国際機関が発行する信用力の高い債券で行うことによって、信用リスクを抑えた効果的な海外債券分散投資を追求します。

（ご参考）〈国内と海外の10年国債利回り（2025年11月末現在）〉



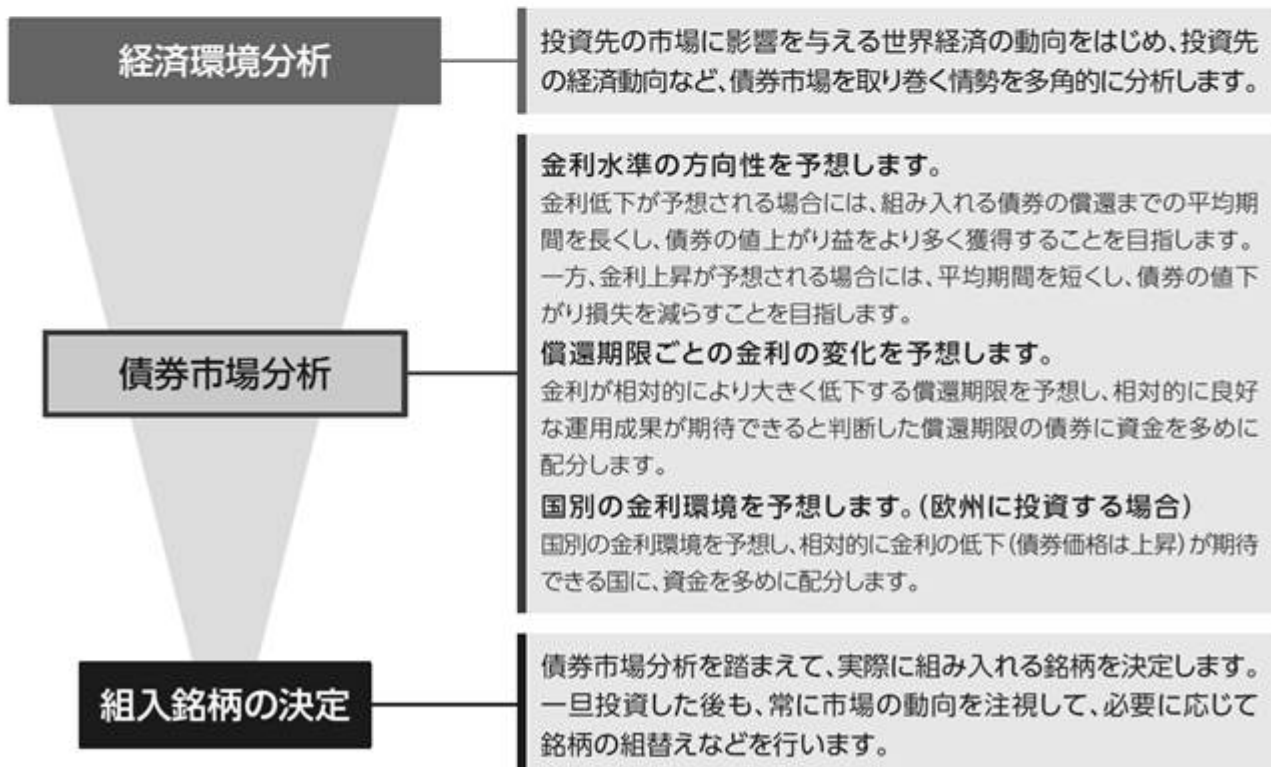
出所：Bloombergのデータをもとにしんきんアセットマネジメント投信（株）作成

*欧州は、ドイツ10年国債を採用しています。

※10年国債利回りを代表的な利回りとして表示しておりますが、上記の利回りで運用することを示唆するものではありません。

※日本は投資対象国ではありませんが、参考までに表示しています。

■ 投資プロセス



※実際の運用は、マザーファンドを通じて行われ、マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドの投資比率に応じて、すべてベビーファンドに反映されます。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 金利変動と債券価格の関係について

金利変動と債券価格のイメージ

一般的に金利が低下すると
債券の価格は値上がりします。



一般的に金利が上昇すると
債券の価格は値下がりします。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ全額を外貨建資産に投資します。

■ 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると外貨建資産の価値は
円ベースで上昇します。

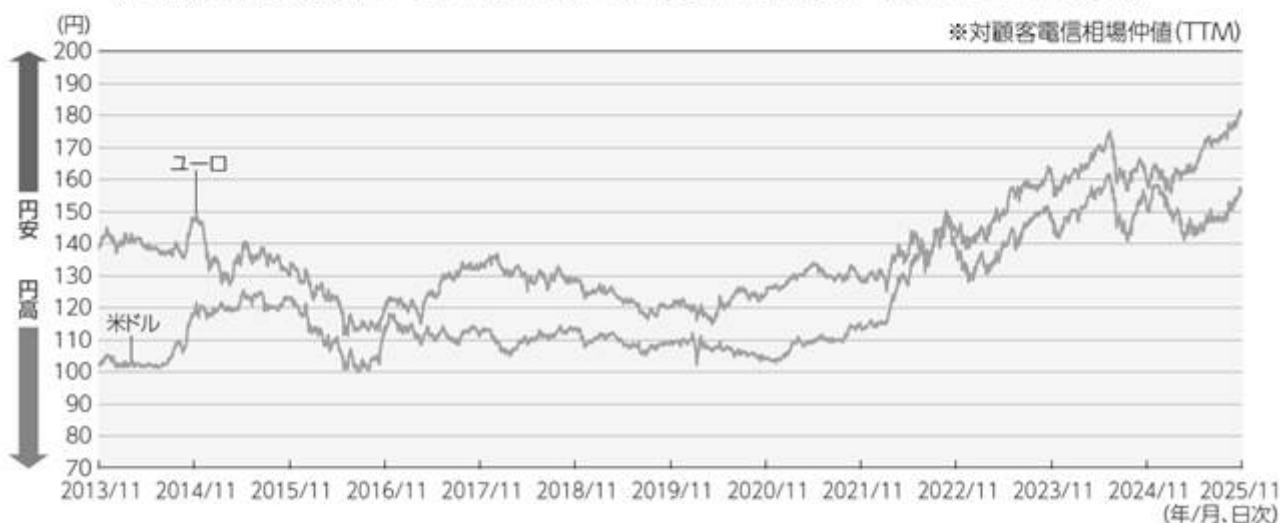


円高になると外貨建資産の価値は
円ベースで下落します。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

〈外国為替相場の推移（ユーロ／円、米ドル／円）（2013年11月末～2025年11月末現在）〉



■ ベンチマークについて

しんきん海外ソブリン債セレクションでは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標（このような指標を「ベンチマーク」といいます。）を設定しています。

各ポートフォリオごとのベンチマークは以下のとおりです。

- 欧州ソブリン債ポートフォリオ … FTSE EMU 国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）
- 米国ソブリン債ポートフォリオ … FTSE 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）
- 欧米ソブリン債ポートフォリオ … FTSE EMU 国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%、FTSE 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%の配分比率で当社が独自に算出した合成指数

- 「FTSE EMU 国債インデックス」と「FTSE 米国国債インデックス」は「FTSE 世界国債インデックス」のサブ・インデックスです。
- 「FTSE 世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均したインデックスです。

※ FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。また、欧米ソブリン債ポートフォリオのベンチマークとして使用する合成指数はしんきんアセットマネジメント投信(株)が独自に計算したものです。

■ 収益分配について

年4回の決算時（2,5,8,11月の15日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ



※自動けいぞく投資コースの場合、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

追加的記載事項 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

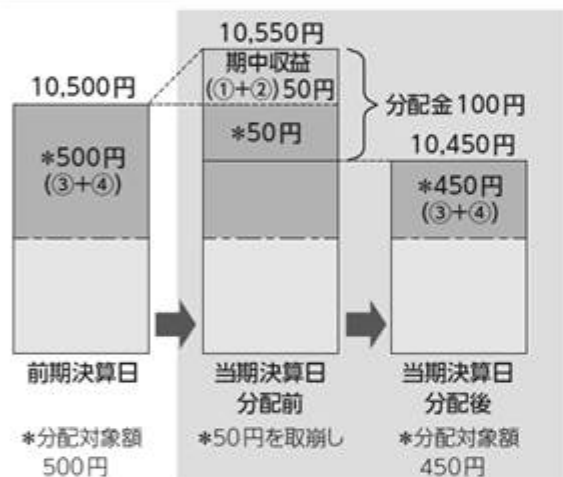
投資信託で分配金が支払われるイメージ



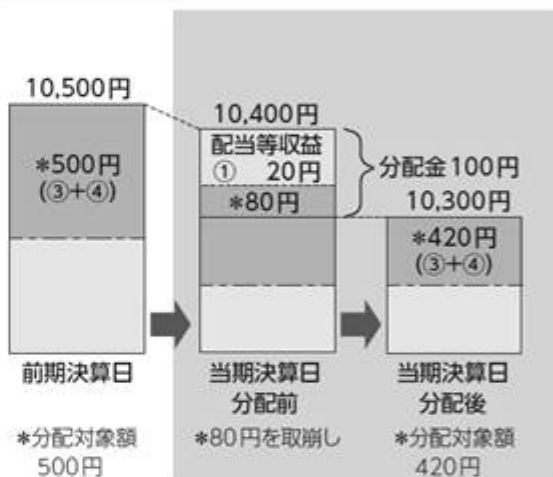
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

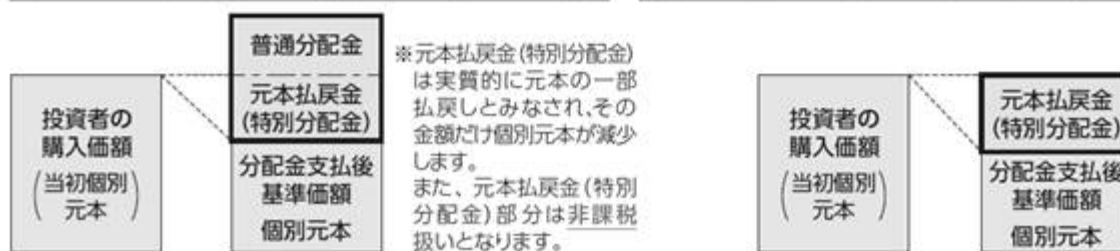
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

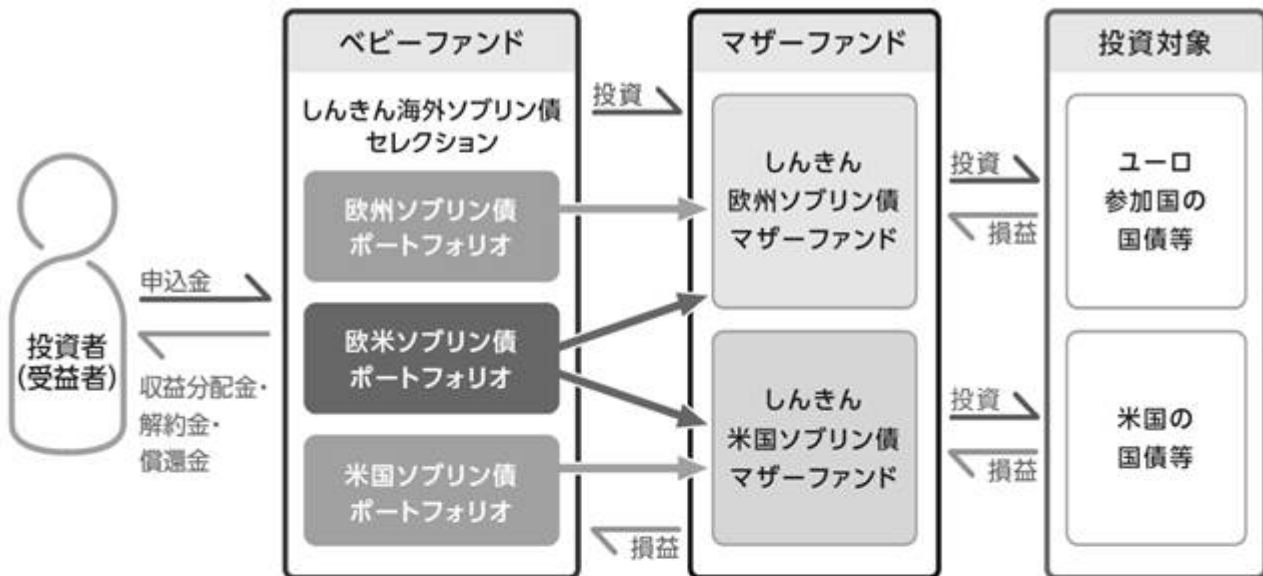
分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は各ポートフォリオ（ベビーファンド）にまとめられ、上記の各マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※各マザーファンドへの投資比率は、ポートフォリオによって異なります。

※各ポートフォリオ（ベビーファンド）は直接、欧州や米国の国債等に投資することがあります。

- 欧州サブプライム債ポートフォリオは、「しんきん欧州サブプライム債マザーファンド」に投資します。
- 米国サブプライム債ポートフォリオは、「しんきん米国サブプライム債マザーファンド」に投資します。
- 欧米サブプライム債ポートフォリオは、「しんきん欧州サブプライム債マザーファンド」と「しんきん米国サブプライム債マザーファンド」に約50%ずつ投資します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信託金の限度額

- ・ポートフォリオごとに1,000億円（合計で3,000億円）を限度額として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

しんきん海外ソブリン債セレクション

欧州ソブリン債ポートフォリオ

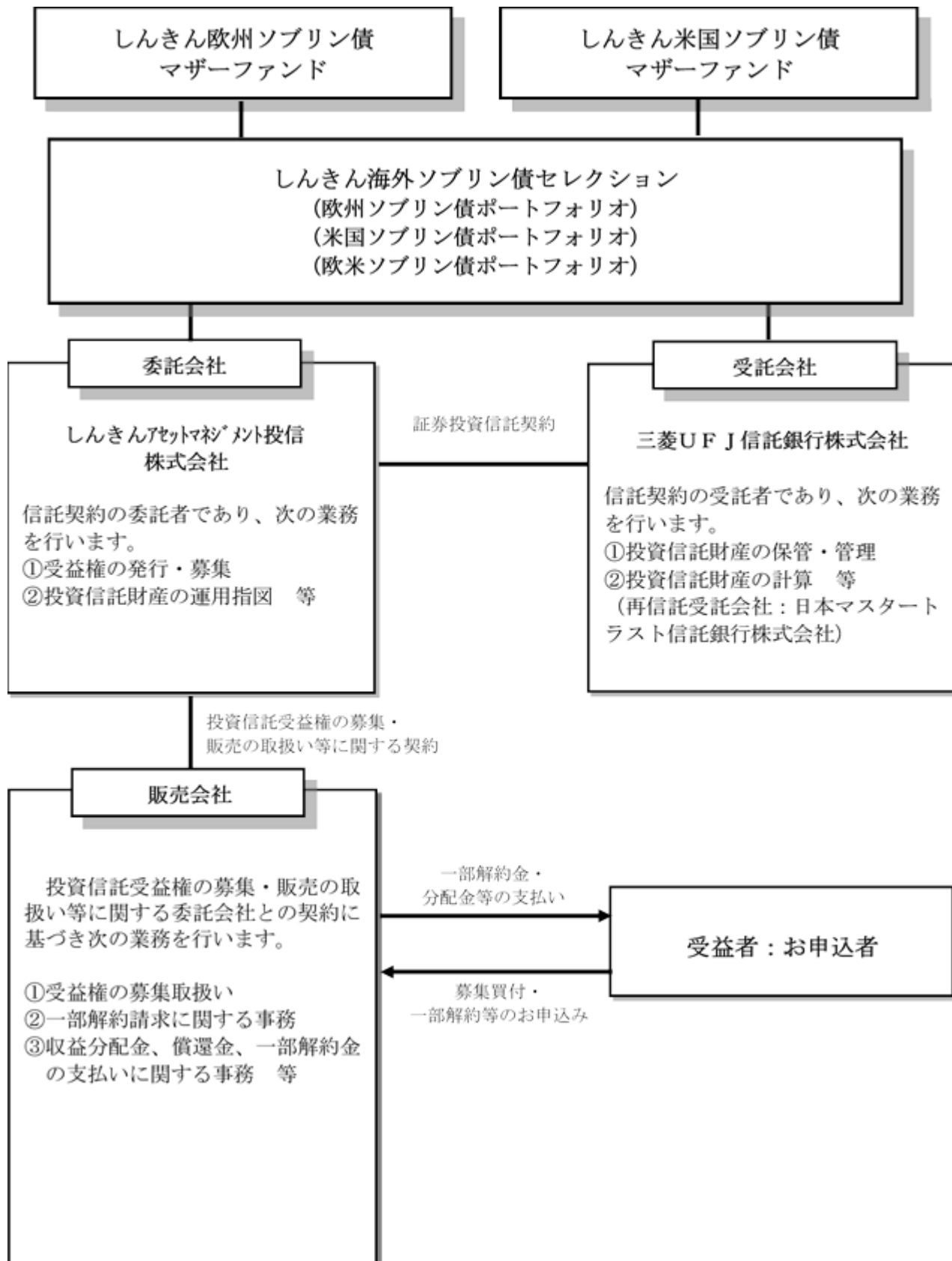
米国ソブリン債ポートフォリオ

欧米ソブリン債ポートフォリオ

2003年7月1日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



< 委託会社の概況 >（本書提出日現在）

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

資本の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年3月	投資顧問業の登録
1992年3月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年9月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年8月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

欧州ソブリン債 ポートフォリオ	「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。
米国ソブリン債 ポートフォリオ	「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。
欧米ソブリン債 ポートフォリオ	「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

欧州ソブリン債 ポートフォリオ	<p>主として、親投資信託の受益証券への投資を通じ、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指します。</p> <p>投資にあたっては、主として親投資信託の受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。</p> <p>a. 主として欧州経済通貨同盟（EMU）参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。</p> <p>b. FTSE EMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。</p> <p>c. 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。</p> <p>d. 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。</p> <p>e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
--------------------	---

<p>米国ソブリン債 ポートフォリオ</p>	<p>主として、親投資信託の受益証券への投資を通じ、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指します。</p> <p>投資にあたっては、主として親投資信託の受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。</p> <p>a. 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。</p> <p>b. F T S E 米回国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。</p> <p>c. 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。</p> <p>d. 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。</p> <p>e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
<p>欧米ソブリン債 ポートフォリオ</p>	<p>主として、各親投資信託の受益証券への投資を通じ、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指します。</p> <p>欧州各国（E M U参加国）の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とする「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とする「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の各受益証券の組入れについては、下記の基本組入比率を原則維持するものとします。</p> <p><基本組入比率></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」受益証券：50% ・「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」受益証券：50% <p>市況動向や資金動向により各親投資信託の受益証券の構成比率と基本組入比率との乖離が10%を超えた場合には、各親投資信託の受益証券の構成比率が基本組入比率±10%の範囲に収まるよう調整するものとします。</p> <p>各親投資信託の受益証券のベンチマークであるF T S E E M U国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%、F T S E 米回国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%の配分比率で算出した合成指数をベンチマークとします。</p> <p>運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。</p> <p>外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りません。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

- 1) 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得した株券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券

- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 10) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のもは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 11) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、1)から5)までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとしします。）
- 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1)の証券または証書、および8)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および8)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9)または10)号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

欧州ソブリン債ポートフォリオでは「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の受益証券を、米国ソブリン債ポートフォリオでは「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を、欧米ソブリン債ポートフォリオでは「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

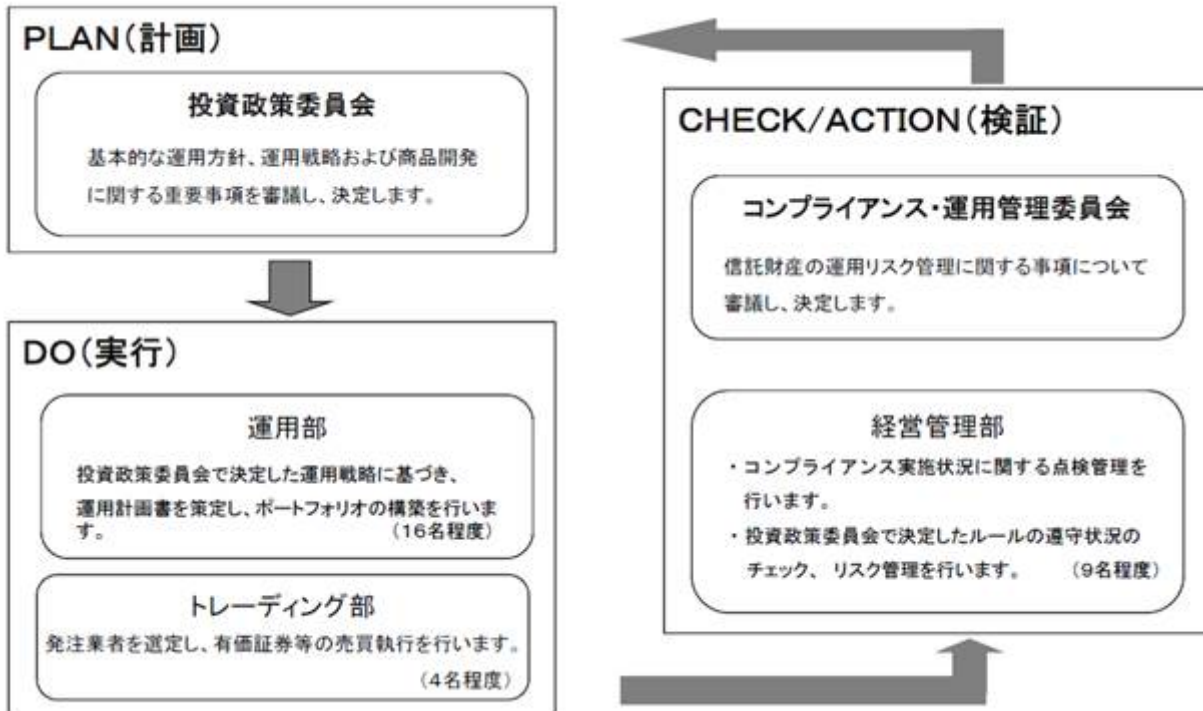
委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益の分配は年４回の決算時（２月、５月、８月、１１月の各１５日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

留保益は、投資信託約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

ファンドの投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を以下のとおり定めています。

株式等への投資

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権

付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の行使により取得したものに限り、株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資

投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
- 2) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、我が国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、我が国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図に当たっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額と親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 3)において親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額と親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 3)において親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額を割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付け

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 1)のa.およびb.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けに当たって必要と認めるときは、担保の受入れの指図をするものとします。

公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 1)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、2)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 1)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により、発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>

親投資信託「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

投資対象

欧州経済通貨同盟（E M U）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主としてE M U参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) F T S E E M U国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

親投資信託「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) F T S E 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記マザーファンドの主な投資戦略については以下のとおりです。

金利リスクのコントロール

- 1) 金利水準の方向性について予想し、債券の「デュレーション」を長期化・短期化します。具体的には、マザーファンドのデュレーションをベンチマークとなるインデックスのデュレーションから±1年程度の範囲でコントロールします。

2) 「イールドカーブ」の変化に対する見通しを立て、相対的にパフォーマンスの良くなると予想した年限に資金配分します。

(注1) デュレーションとは、金利が変動した時に債券の価値が、どの程度変化するのかを表す指標です。

(注2) イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線です。このイールドカーブが右上がりの場合を順イールド、右下がりの場合を逆イールドといいます。

国別配分(主として「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」について)

債券価格は、金利によって上下する性質があります。投資対象とするソブリン債等の金利環境は、国によって様々であるといえます。マザーファンドでは、相対的に金利低下が期待できる国への投資配分をベンチマーク比で多くすることによって、金利低下時の値上がり益を、より享受することを目指します。

(2) 投資対象

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りません。)
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 5) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8) 投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。)のうち公社債投資信託の受益証券

- 9) 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のもは除きます。)のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、1)から5)までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとしします。)
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
なお、1)から5)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8)から9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

「しんきん海外ソブリン債セレクション」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、全て投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(3) リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

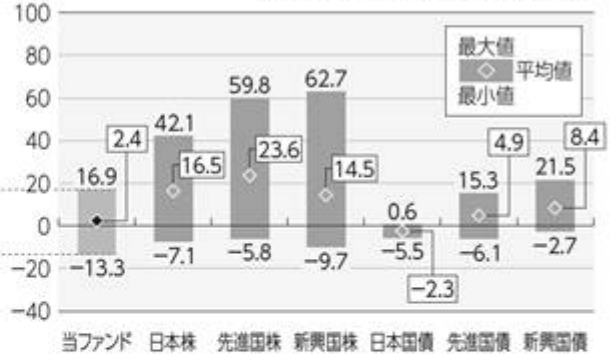
リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

欧州ソブリン債ポートフォリオ



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較
(期間:2020年12月~2025年11月)



米国ソブリン債ポートフォリオ



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較
(期間:2020年12月~2025年11月)



欧米ソブリン債ポートフォリオ



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較
(期間:2020年12月~2025年11月)



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額(分配金再投資後)の推移を表示したものです。

※基準価額(分配金再投資後)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信(株)が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社 JPX 総研 又は株式会社 JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ファンドの申込手数料は、購入金額 に応じて、購入価額に1.65%（税抜1.5%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た金額とします。

購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×お申込口数」をいいます。

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されま

す。申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価で

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.1%を信託財産留保額 としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率1.045%（税抜0.95%）

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用
(信託報酬)

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.40%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率0.50%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率0.05%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(注) 「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に係る監査費用は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）以内の率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	--

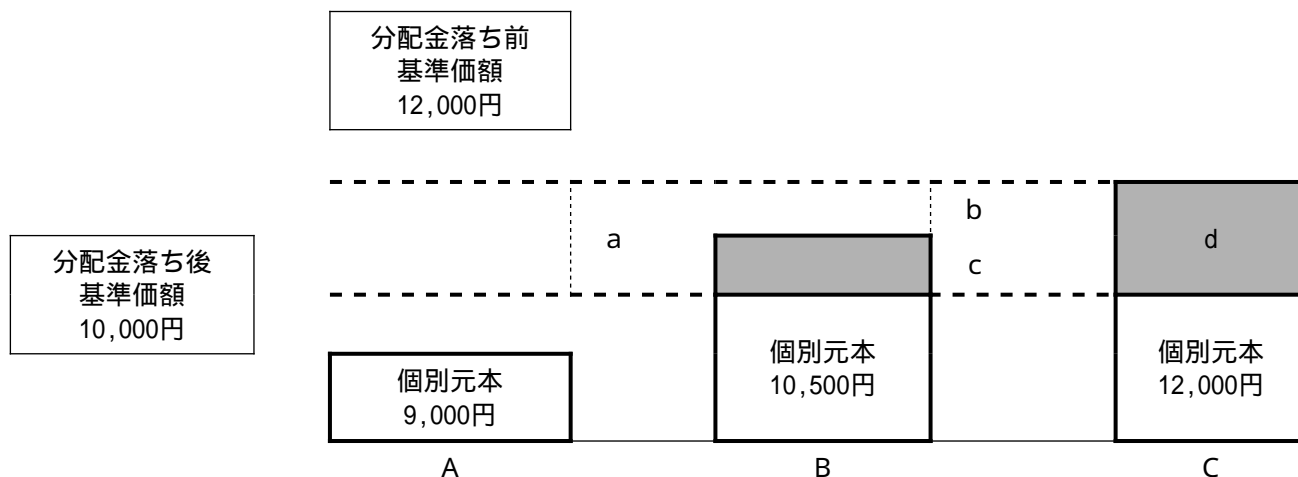
外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



- A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。
- B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。
- C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンド名	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
欧州ソブリン債ポートフォリオ	1.09%	1.04%	0.05%
米国ソブリン債ポートフォリオ	1.07%	1.04%	0.03%
欧米ソブリン債ポートフォリオ	1.08%	1.04%	0.04%

※対象期間は2025年5月16日から2025年11月17日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年11月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【欧州ソブリン債ポートフォリオ】

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	186,937,094	98.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,743,494	1.45
合計(純資産総額)		189,680,588	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	89,670,981	2.0538	184,166,260	2.0847	186,937,094	98.55

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.55
合計	98.55

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第26特定期間末 (2016年 5月16日)	501,778,265	504,023,068	10,059	10,104
第27特定期間末 (2016年11月15日)	444,071,943	446,223,887	9,286	9,331
第28特定期間末 (2017年 5月15日)	429,930,012	431,920,149	9,721	9,766

第29特定期間末	(2017年11月15日)	437,458,445	439,354,681	10,381	10,426
第30特定期間末	(2018年 5月15日)	404,652,572	406,481,612	9,956	10,001
第31特定期間末	(2018年11月15日)	363,087,643	364,774,437	9,686	9,731
第32特定期間末	(2019年 5月15日)	338,008,251	339,607,564	9,511	9,556
第33特定期間末	(2019年11月15日)	318,860,602	320,378,955	9,450	9,495
第34特定期間末	(2020年 5月15日)	294,966,030	296,440,222	9,004	9,049
第35特定期間末	(2020年11月16日)	301,505,057	302,900,878	9,720	9,765
第36特定期間末	(2021年 5月17日)	294,818,296	296,168,212	9,828	9,873
第37特定期間末	(2021年11月15日)	281,360,050	282,665,453	9,699	9,744
第38特定期間末	(2022年 5月16日)	253,221,836	254,508,477	8,856	8,901
第39特定期間末	(2022年11月15日)	244,284,770	245,574,453	8,524	8,569
第40特定期間末	(2023年 5月15日)	240,809,483	242,079,228	8,534	8,579
第41特定期間末	(2023年11月15日)	247,359,052	248,564,917	9,231	9,276
第42特定期間末	(2024年 5月15日)	241,899,972	243,030,927	9,625	9,670
第43特定期間末	(2024年11月15日)	210,504,923	211,496,630	9,552	9,597
第44特定期間末	(2025年 5月15日)	189,464,625	190,378,556	9,329	9,374
第45特定期間末	(2025年11月17日)	186,673,667	187,493,693	10,244	10,289
	2024年11月末日	205,394,355		9,343	
	12月末日	208,217,938		9,542	
	2025年 1月末日	201,006,039		9,238	
	2月末日	186,835,761		9,011	
	3月末日	189,951,167		9,221	
	4月末日	190,615,136		9,378	
	5月末日	190,435,912		9,444	
	6月末日	193,081,284		9,755	
	7月末日	191,402,371		9,784	
	8月末日	180,728,945		9,768	
	9月末日	182,311,816		9,953	
	10月末日	186,833,792		10,255	
	11月末日	189,680,588		10,393	

(注) 分配金の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第26特定期間	2015年11月17日～2016年 5月16日	90
第27特定期間	2016年 5月17日～2016年11月15日	90
第28特定期間	2016年11月16日～2017年 5月15日	90
第29特定期間	2017年 5月16日～2017年11月15日	90
第30特定期間	2017年11月16日～2018年 5月15日	90
第31特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	90
第32特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	90
第33特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	90

第34特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	90
第35特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	90
第36特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	90
第37特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	90
第38特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	90
第39特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	90
第40特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	90
第41特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	90
第42特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	90
第43特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	90
第44特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	90
第45特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	90

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第26特定期間	2015年11月17日～2016年 5月16日	3.08
第27特定期間	2016年 5月17日～2016年11月15日	6.79
第28特定期間	2016年11月16日～2017年 5月15日	5.65
第29特定期間	2017年 5月16日～2017年11月15日	7.72
第30特定期間	2017年11月16日～2018年 5月15日	3.23
第31特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	1.81
第32特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	0.88
第33特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	0.30
第34特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	3.77
第35特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	8.95
第36特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	2.04
第37特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	0.40
第38特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	7.76
第39特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	2.73
第40特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	1.17
第41特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	9.22
第42特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	5.24
第43特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	0.18
第44特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	1.39
第45特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	10.77

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第26特定期間	2015年11月17日～2016年 5月16日	3,941,621	34,281,679
第27特定期間	2016年 5月17日～2016年11月15日	3,880,920	24,516,196
第28特定期間	2016年11月16日～2017年 5月15日	3,856,978	39,814,086
第29特定期間	2017年 5月16日～2017年11月15日	4,654,486	25,521,334
第30特定期間	2017年11月16日～2018年 5月15日	9,384,840	24,317,307
第31特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	6,531,215	38,141,550
第32特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	4,470,410	23,910,576
第33特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	2,840,048	20,831,145
第34特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	4,198,870	14,012,482
第35特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	2,350,529	19,766,237
第36特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	7,704,470	17,905,635
第37特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	2,254,584	12,146,328
第38特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	4,245,253	8,414,669
第39特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	6,772,875	6,096,740
第40特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	2,302,156	6,732,938
第41特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	3,737,295	17,932,809
第42特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	3,179,932	19,826,586
第43特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	2,693,755	33,637,805
第44特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	2,154,725	19,438,289
第45特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	1,392,374	22,260,177

【米国ソブリン債ポートフォリオ】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	306,042,102	99.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,921,645	0.95
合計(純資産総額)		308,963,747	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	123,953,869	2.4163	299,509,733	2.4690	306,042,102	99.05

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.05
合計	99.05

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第26特定期間末 (2016年 5月16日)	924,154,384	928,333,372	9,951	9,996
第27特定期間末 (2016年11月15日)	864,583,816	868,669,901	9,522	9,567
第28特定期間末 (2017年 5月15日)	502,561,745	504,846,088	9,900	9,945
第29特定期間末 (2017年11月15日)	465,340,396	467,464,913	9,857	9,902
第30特定期間末 (2018年 5月15日)	422,340,110	424,404,762	9,205	9,250
第31特定期間末 (2018年11月15日)	403,719,463	405,646,915	9,426	9,471
第32特定期間末 (2019年 5月15日)	393,043,942	394,919,764	9,429	9,474
第33特定期間末 (2019年11月15日)	385,498,125	387,301,876	9,617	9,662

第34特定期間末	(2020年 5月15日)	385,756,704	387,457,824	10,204	10,249
第35特定期間末	(2020年11月16日)	343,548,016	345,140,114	9,710	9,755
第36特定期間末	(2021年 5月17日)	331,774,672	333,321,337	9,653	9,698
第37特定期間末	(2021年11月15日)	359,171,671	360,788,750	9,995	10,040
第38特定期間末	(2022年 5月16日)	332,065,949	333,525,152	10,240	10,285
第39特定期間末	(2022年11月15日)	316,030,962	317,401,113	10,379	10,424
第40特定期間末	(2023年 5月15日)	321,149,018	322,542,960	10,368	10,413
第41特定期間末	(2023年11月15日)	334,789,849	336,169,656	10,919	10,964
第42特定期間末	(2024年 5月15日)	324,073,650	325,344,509	11,475	11,520
第43特定期間末	(2024年11月15日)	314,878,893	316,098,069	11,622	11,667
第44特定期間末	(2025年 5月15日)	283,678,950	284,853,864	10,865	10,910
第45特定期間末	(2025年11月17日)	303,463,382	304,619,430	11,813	11,858
	2024年11月末日	306,894,480		11,300	
	12月末日	314,282,138		11,651	
	2025年 1月末日	305,732,031		11,476	
	2月末日	300,534,862		11,254	
	3月末日	300,301,525		11,277	
	4月末日	283,779,930		10,841	
	5月末日	279,341,696		10,759	
	6月末日	283,865,093		10,941	
	7月末日	289,286,465		11,265	
	8月末日	285,906,264		11,163	
	9月末日	290,483,438		11,382	
	10月末日	304,091,923		11,833	
	11月末日	308,963,747		12,063	

(注)分配金の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第26特定期間	2015年11月17日～2016年 5月16日	90
第27特定期間	2016年 5月17日～2016年11月15日	90
第28特定期間	2016年11月16日～2017年 5月15日	90
第29特定期間	2017年 5月16日～2017年11月15日	90
第30特定期間	2017年11月16日～2018年 5月15日	90
第31特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	90
第32特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	90
第33特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	90
第34特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	90
第35特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	90
第36特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	90
第37特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	90
第38特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	90

第39特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	90
第40特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	90
第41特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	90
第42特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	90
第43特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	90
第44特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	90
第45特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	90

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第26特定期間	2015年11月17日～2016年 5月16日	7.91
第27特定期間	2016年 5月17日～2016年11月15日	3.41
第28特定期間	2016年11月16日～2017年 5月15日	4.91
第29特定期間	2017年 5月16日～2017年11月15日	0.47
第30特定期間	2017年11月16日～2018年 5月15日	5.70
第31特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	3.38
第32特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	0.99
第33特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	2.95
第34特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	7.04
第35特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	3.96
第36特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	0.34
第37特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	4.48
第38特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	3.35
第39特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	2.24
第40特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	0.76
第41特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	6.18
第42特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	5.92
第43特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	2.07
第44特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	5.74
第45特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	9.55

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第26特定期間	2015年11月17日～2016年 5月16日	8,023,008	36,015,040
第27特定期間	2016年 5月17日～2016年11月15日	3,058,303	23,703,505
第28特定期間	2016年11月16日～2017年 5月15日	5,409,892	405,796,907
第29特定期間	2017年 5月16日～2017年11月15日	4,711,980	40,229,028
第30特定期間	2017年11月16日～2018年 5月15日	16,530,742	29,833,948
第31特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	3,454,425	33,943,333
第32特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	3,777,635	15,251,073
第33特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	4,868,023	20,883,615
第34特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	1,681,258	24,488,342
第35特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	2,664,986	26,891,879
第36特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	10,138,345	20,234,717
第37特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	34,974,338	19,326,806
第38特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	9,601,159	44,684,672
第39特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	6,620,643	26,409,914
第40特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	6,835,637	1,548,770
第41特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	12,159,158	15,300,316
第42特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	11,228,555	35,439,234
第43特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	7,678,374	19,163,384
第44特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	3,620,447	13,456,550
第45特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	3,841,728	8,034,065

【欧米ソブリン債ポートフォリオ】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	538,644,863	99.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,455,354	0.82
合計(純資産総額)		543,100,217	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	110,353,654	2.4163	266,647,534	2.4690	272,463,171	50.17
2	日本	親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	127,683,452	2.0538	262,236,273	2.0847	266,181,692	49.01

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.18
合計	99.18

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第26特定期間末 (2016年 5月16日)	996,926,551	1,001,477,861	9,857	9,902
第27特定期間末 (2016年11月15日)	789,649,306	793,486,814	9,260	9,305
第28特定期間末 (2017年 5月15日)	752,906,112	756,413,285	9,660	9,705
第29特定期間末 (2017年11月15日)	748,393,699	751,772,524	9,967	10,012
第30特定期間末 (2018年 5月15日)	684,481,409	687,749,005	9,426	9,471

第31特定期間末	(2018年11月15日)	662,563,363	665,732,345	9,408	9,453
第32特定期間末	(2019年 5月15日)	628,623,254	631,658,364	9,320	9,365
第33特定期間末	(2019年11月15日)	616,412,175	619,368,439	9,383	9,428
第34特定期間末	(2020年 5月15日)	603,902,873	606,778,232	9,451	9,496
第35特定期間末	(2020年11月16日)	583,939,779	586,682,273	9,582	9,627
第36特定期間末	(2021年 5月17日)	563,028,741	565,665,715	9,608	9,653
第37特定期間末	(2021年11月15日)	549,241,220	551,785,589	9,714	9,759
第38特定期間末	(2022年 5月16日)	524,754,840	527,264,033	9,411	9,456
第39特定期間末	(2022年11月15日)	506,134,484	508,581,707	9,307	9,352
第40特定期間末	(2023年 5月15日)	492,353,034	494,733,356	9,308	9,353
第41特定期間末	(2023年11月15日)	525,683,095	528,062,569	9,942	9,987
第42特定期間末	(2024年 5月15日)	542,615,708	544,961,011	10,411	10,456
第43特定期間末	(2024年11月15日)	536,544,609	538,857,437	10,439	10,484
第44特定期間末	(2025年 5月15日)	507,094,818	509,381,921	9,977	10,022
第45特定期間末	(2025年11月17日)	533,022,014	535,220,432	10,911	10,956
	2024年11月末日	523,671,989		10,179	
	12月末日	537,569,221		10,447	
	2025年 1月末日	517,587,797		10,201	
	2月末日	506,378,595		9,975	
	3月末日	511,940,427		10,102	
	4月末日	507,764,717		9,994	
	5月末日	506,483,472		9,994	
	6月末日	515,728,409		10,248	
	7月末日	523,632,631		10,411	
	8月末日	509,429,200		10,355	
	9月末日	513,965,661		10,556	
	10月末日	534,215,969		10,926	
	11月末日	543,100,217		11,107	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第26特定期間	2015年11月17日～2016年 5月16日	90
第27特定期間	2016年 5月17日～2016年11月15日	90
第28特定期間	2016年11月16日～2017年 5月15日	90
第29特定期間	2017年 5月16日～2017年11月15日	90
第30特定期間	2017年11月16日～2018年 5月15日	90
第31特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	90
第32特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	90
第33特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	90
第34特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	90
第35特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	90

第36特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	90
第37特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	90
第38特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	90
第39特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	90
第40特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	90
第41特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	90
第42特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	90
第43特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	90
第44特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	90
第45特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	90

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第26特定期間	2015年11月17日～2016年 5月16日	5.52
第27特定期間	2016年 5月17日～2016年11月15日	5.14
第28特定期間	2016年11月16日～2017年 5月15日	5.29
第29特定期間	2017年 5月16日～2017年11月15日	4.11
第30特定期間	2017年11月16日～2018年 5月15日	4.52
第31特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	0.76
第32特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	0.02
第33特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	1.64
第34特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	1.68
第35特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	2.34
第36特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	1.21
第37特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	2.04
第38特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	2.19
第39特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	0.15
第40特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	0.98
第41特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	7.78
第42特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	5.62
第43特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	1.13
第44特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	3.56
第45特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	10.26

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第26特定期間	2015年11月17日～2016年 5月16日	18,972,647	38,618,178
第27特定期間	2016年 5月17日～2016年11月15日	4,705,065	163,327,654
第28特定期間	2016年11月16日～2017年 5月15日	4,123,492	77,531,400
第29特定期間	2017年 5月16日～2017年11月15日	3,613,530	32,135,242
第30特定期間	2017年11月16日～2018年 5月15日	3,564,052	28,281,615
第31特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	3,357,742	25,271,866
第32特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	4,340,737	34,090,069
第33特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	3,199,246	20,720,640
第34特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	4,498,811	22,477,762
第35特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	3,062,775	32,588,227
第36特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	2,595,001	26,043,989
第37特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	2,281,319	22,860,291
第38特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	2,484,499	10,301,396
第39特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	3,460,980	17,231,905
第40特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	3,176,345	18,043,265
第41特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	7,416,333	7,604,926
第42特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	4,393,126	11,986,494
第43特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	3,973,481	11,190,221
第44特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	3,332,656	9,049,376
第45特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	5,301,373	25,009,144

(参考)

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ドイツ	2,661,656,773	18.78
	イタリア	3,415,611,087	24.10
	フランス	3,167,418,276	22.35
	オランダ	581,488,278	4.10
	スペイン	2,171,275,075	15.32
	ベルギー	703,936,326	4.97
	オーストリア	537,153,962	3.79
	フィンランド	182,595,168	1.29
	アイルランド	177,604,074	1.25
	ポルトガル	271,577,080	1.92
	小計	13,870,316,099	97.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		303,997,247	2.14
合計(純資産総額)		14,174,313,346	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	スペイン	国債証券	SPGB 4.200 01/31/37	3,200,000	19,921.34	637,483,083	19,694.30	630,217,666	4.2	2037/1/31	4.45
2	イタリア	国債証券	BTPS 3.850 07/01/34	3,200,000	18,834.09	602,690,993	19,026.23	608,839,424	3.85	2034/7/1	4.30
3	ドイツ	国債証券	DBR 4.000 01/04/37	3,000,000	20,865.75	625,972,657	20,236.50	607,095,155	4	2037/1/4	4.28
4	フランス	国債証券	FRTR 4.000 10/25/38	3,000,000	19,378.31	581,349,470	18,782.43	563,473,020	4	2038/10/25	3.98
5	ドイツ	国債証券	DBR 1.700 08/15/32	3,200,000	17,497.25	559,912,171	17,369.67	555,829,658	1.7	2032/8/15	3.92
6	イタリア	国債証券	BTPS 2.800 12/01/28	3,000,000	18,331.84	549,955,260	18,429.67	552,890,280	2.8	2028/12/1	3.90
7	フランス	国債証券	FRTR 2.750 10/25/27	2,700,000	18,356.45	495,624,282	18,349.69	495,441,883	2.75	2027/10/25	3.50
8	イタリア	国債証券	BTPS 3.450 07/15/31	2,600,000	18,607.43	483,793,296	18,779.11	488,256,879	3.45	2031/7/15	3.44
9	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 07/30/30	2,700,000	17,604.47	475,320,748	17,750.70	479,269,168	1.95	2030/7/30	3.38

10	フランス	国債証券	FRTR 1.500 05/25/31	2,800,000	16,888.55	472,879,498	17,018.33	476,513,387	1.5	2031/5/25	3.36
11	スペイン	国債証券	SPGB 4.700 07/30/41	2,200,000	21,071.16	463,565,599	20,529.51	451,649,370	4.7	2041/7/30	3.19
12	フランス	国債証券	FRTR 5.750 10/25/32	1,900,000	21,719.36	412,667,840	21,280.63	404,332,019	5.75	2032/10/25	2.85
13	フランス	国債証券	FRTR 0.000 11/25/31	2,500,000	15,059.50	376,487,672	15,362.19	384,054,944	0	2031/11/25	2.71
14	ドイツ	国債証券	DBR 0.250 02/15/29	2,200,000	16,916.45	372,162,069	17,134.99	376,969,893	0.25	2029/2/15	2.66
15	イタリア	国債証券	BTPS 0.950 08/01/30	2,200,000	16,410.28	361,026,248	16,853.75	370,782,526	0.95	2030/8/1	2.62
16	イタリア	国債証券	BTPS 4.050 10/30/37	1,900,000	18,909.33	359,277,295	19,026.34	361,500,478	4.05	2037/10/30	2.55
17	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/34	1,700,000	21,727.80	369,372,620	21,197.76	360,362,064	4.75	2034/7/4	2.54
18	フランス	国債証券	FRTR 1.250 05/25/36	2,300,000	14,821.44	340,893,273	14,658.62	337,148,372	1.25	2036/5/25	2.38
19	イタリア	国債証券	BTPS 3.350 07/01/29	1,800,000	18,649.14	335,684,694	18,712.20	336,819,767	3.35	2029/7/1	2.38
20	ドイツ	国債証券	DBR 0.000 08/15/31	2,000,000	15,793.75	315,875,040	15,935.07	318,701,462	0	2031/8/15	2.25
21	イタリア	国債証券	BTPS 5.000 08/01/39	1,500,000	20,679.46	310,192,049	20,719.39	310,790,966	5	2039/8/1	2.19
22	オランダ	国債証券	NETHER 2.500 01/15/33	1,550,000	18,177.51	281,751,456	18,066.11	280,024,749	2.5	2033/1/15	1.98
23	スペイン	国債証券	SPGB 1.500 04/30/27	1,550,000	17,884.24	277,205,726	18,020.33	279,315,137	1.5	2027/4/30	1.97
24	ドイツ	国債証券	DBR 3.250 07/04/42	1,500,000	19,664.79	294,971,972	18,522.61	277,839,283	3.25	2042/7/4	1.96
25	ポルトガル	国債証券	PGB 2.875 10/20/34	1,500,000	18,239.32	273,589,844	18,105.13	271,577,080	2.875	2034/10/20	1.92
26	ベルギー	国債証券	BGB 3.000 06/22/34	1,300,000	18,326.46	238,244,006	18,117.12	235,522,639	3	2034/6/22	1.66
27	オーストリア	国債証券	RAGB 2.400 05/23/34	1,200,000	17,642.07	211,704,957	17,529.52	210,354,253	2.4	2034/5/23	1.48
28	ベルギー	国債証券	BGB 5.000 03/28/35	1,000,000	21,435.39	214,353,921	20,875.10	208,751,016	5	2035/3/28	1.47
29	フランス	国債証券	FRTR 3.250 05/25/45	1,200,000	17,561.18	210,734,171	16,324.38	195,892,646	3.25	2045/5/25	1.38
30	イタリア	国債証券	BTPS 4.500 10/01/53	1,000,000	19,475.80	194,758,010	18,902.03	189,020,358	4.5	2053/10/1	1.33

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.86
合計	97.86

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	11,586,754,933	80.84
特殊債券	国際機関	2,522,563,062	17.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		223,957,456	1.56
合計(純資産総額)		14,333,275,451	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.125 11/15/28	5,900,000	15,116.60	891,879,974	15,508.81	915,020,222	3.125	2028/11/15	6.38
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.250 08/15/35	5,500,000	15,734.41	865,392,987	16,003.18	880,174,942	4.25	2035/8/15	6.14
3	国際機関	特殊債券	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000	13,900.36	736,719,522	14,633.90	775,596,750	1.875	2030/1/24	5.41
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.250 11/15/27	4,600,000	14,960.91	688,202,240	15,295.28	703,583,185	2.25	2027/11/15	4.91
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 08/15/29	4,600,000	13,954.14	641,890,542	14,658.97	674,312,954	1.625	2029/8/15	4.70
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 11/15/31	4,800,000	12,897.50	619,080,075	13,748.56	659,931,138	1.375	2031/11/15	4.60
7	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 02/15/26	3,900,000	15,248.32	594,684,799	15,588.50	607,951,849	1.625	2026/2/15	4.24
8	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000	15,153.34	560,673,605	15,507.93	573,793,416	1.625	2026/5/15	4.00
9	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.875 11/15/30	4,000,000	13,175.81	527,032,416	13,755.90	550,236,297	0.875	2030/11/15	3.84
10	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.250 08/15/31	3,800,000	12,882.81	489,547,065	13,739.38	522,096,737	1.25	2031/8/15	3.64
11	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.500 05/15/46	4,300,000	10,895.57	468,509,698	11,196.59	481,453,698	2.5	2046/5/15	3.36
12	国際機関	特殊債券	ASIA 4.125 05/30/2030	3,000,000	15,820.72	474,621,792	15,996.57	479,897,289	4.125	2030/5/30	3.35
13	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 02/15/42	3,600,000	12,789.20	460,411,438	13,194.24	474,992,709	3.125	2042/2/15	3.31
14	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000	15,195.76	455,872,838	15,686.86	470,605,849	4.375	2040/5/15	3.28
15	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 02/15/44	3,200,000	13,457.64	430,644,787	13,791.39	441,324,602	3.625	2044/2/15	3.08

16	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.500 02/15/30	3,000,000	13,856.24	415,687,454	14,428.31	432,849,455	1.5	2030/2/15	3.02
17	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.500 02/15/33	2,700,000	14,868.15	401,440,315	15,392.56	415,599,351	3.5	2033/2/15	2.90
18	国際機関	特殊債券	IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000	15,025.65	390,667,038	15,406.12	400,559,297	1.875	2026/10/27	2.79
19	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 05/15/48	3,100,000	11,982.19	371,448,044	12,272.20	380,438,359	3.125	2048/5/15	2.65
20	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.375 05/15/34	2,200,000	15,534.56	341,760,395	16,228.33	357,023,401	4.375	2034/5/15	2.49
21	国際機関	特殊債券	IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000	14,185.87	312,089,355	14,838.08	326,437,810	0.75	2027/11/24	2.28
22	国際機関	特殊債券	IBRD 4.000 05/06/2032	2,000,000	15,698.24	313,964,835	15,847.23	316,944,683	4	2032/5/6	2.21
23	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.500 02/15/39	2,000,000	14,059.68	281,193,680	14,541.50	290,830,096	3.5	2039/2/15	2.03
24	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.750 02/15/37	1,600,000	16,089.44	257,431,193	16,671.91	266,750,678	4.75	2037/2/15	1.86
25	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 01/31/26	1,500,000	15,413.95	231,209,375	15,627.36	234,410,408	2.625	2026/1/31	1.64
26	国際機関	特殊債券	IADB 4.125 02/15/29	1,400,000	15,483.32	216,766,580	15,937.65	223,127,233	4.125	2029/2/15	1.56
27	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.625 08/15/30	1,600,000	12,812.45	204,999,300	13,678.81	218,861,055	0.625	2030/8/15	1.53
28	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.000 02/15/47	1,650,000	11,833.39	195,251,042	12,150.44	200,482,423	3	2047/2/15	1.40
29	アメリカ	国債証券	T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000	16,241.79	178,659,764	16,531.80	181,849,877	5.25	2029/2/15	1.27
30	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.250 11/15/34	1,100,000	15,368.53	169,053,891	16,050.29	176,553,212	4.25	2034/11/15	1.23

□.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	80.84
特殊債券	17.60
合計	98.44

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

● 基準価額・純資産の推移

データは2025年11月28日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

欧州ソブリン債ポートフォリオ



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	10,393円
純資産総額	190百万円

■ 分配の推移 (税引前)

決算期	分配金
2025年11月	45円
2025年8月	45円
2025年5月	45円
2025年2月	45円
2024年11月	45円
直近1年間累計	180円
設定来累計	4,795円

米国ソブリン債ポートフォリオ



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	12,063円
純資産総額	309百万円

■ 分配の推移 (税引前)

決算期	分配金
2025年11月	45円
2025年8月	45円
2025年5月	45円
2025年2月	45円
2024年11月	45円
直近1年間累計	180円
設定来累計	4,390円

欧米ソブリン債ポートフォリオ



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	11,107円
純資産総額	543百万円

■ 分配の推移 (税引前)

決算期	分配金
2025年11月	45円
2025年8月	45円
2025年5月	45円
2025年2月	45円
2024年11月	45円
直近1年間累計	180円
設定来累計	4,580円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額 (分配金再投資後) は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

● 主要な資産の状況

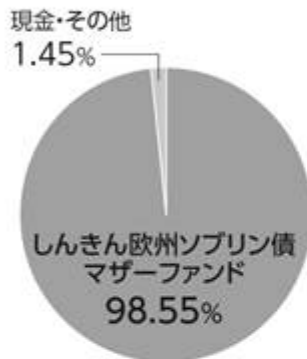
データは2025年11月28日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

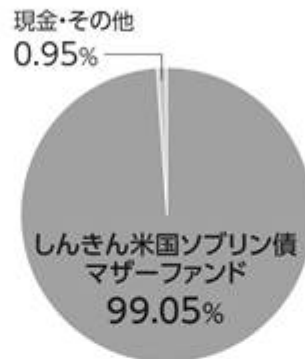
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

● 資産別投資比率

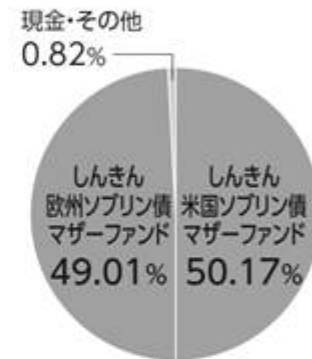
欧州ソブリン債ポートフォリオ



米国ソブリン債ポートフォリオ



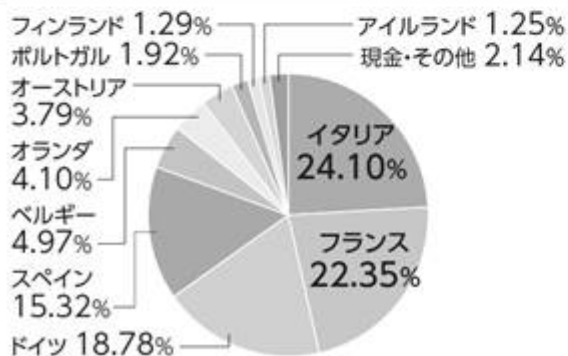
欧米ソブリン債ポートフォリオ



※投資比率は、各ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

● 国別投資比率

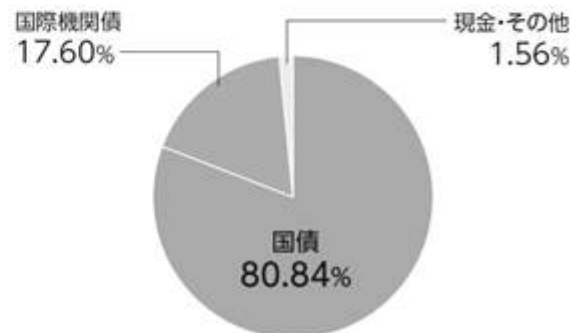
しんきん欧州ソブリン債マザーファンド



※国別投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

● 資産種類別投資比率

しんきん米国ソブリン債マザーファンド



※資産種類別投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

■各マザーファンドの組入上位10銘柄

	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド				しんきん米国ソブリン債マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	スペイン国債	4.20%	2037/01/31	4.45%	アメリカ国債	3.125%	2028/11/15	6.38%
2	イタリア国債	3.85%	2034/07/01	4.30%	アメリカ国債	4.250%	2035/08/15	6.14%
3	ドイツ国債	4.00%	2037/01/04	4.28%	アジア開発 銀行	1.875%	2030/01/24	5.41%
4	フランス国債	4.00%	2038/10/25	3.98%	アメリカ国債	2.250%	2027/11/15	4.91%
5	ドイツ国債	1.70%	2032/08/15	3.92%	アメリカ国債	1.625%	2029/08/15	4.70%
6	イタリア国債	2.80%	2028/12/01	3.90%	アメリカ国債	1.375%	2031/11/15	4.60%
7	フランス国債	2.75%	2027/10/25	3.50%	アメリカ国債	1.625%	2026/02/15	4.24%
8	イタリア国債	3.45%	2031/07/15	3.44%	アメリカ国債	1.625%	2026/05/15	4.00%
9	スペイン国債	1.95%	2030/07/30	3.38%	アメリカ国債	0.875%	2030/11/15	3.84%
10	フランス国債	1.50%	2031/05/25	3.36%	アメリカ国債	1.250%	2031/08/15	3.64%

※投資比率は各マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

※しんきん欧州ソブリン債マザーファンドの純資産総額は14,174百万円、しんきん米国ソブリン債マザーファンドの純資産総額は、14,333百万円です。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

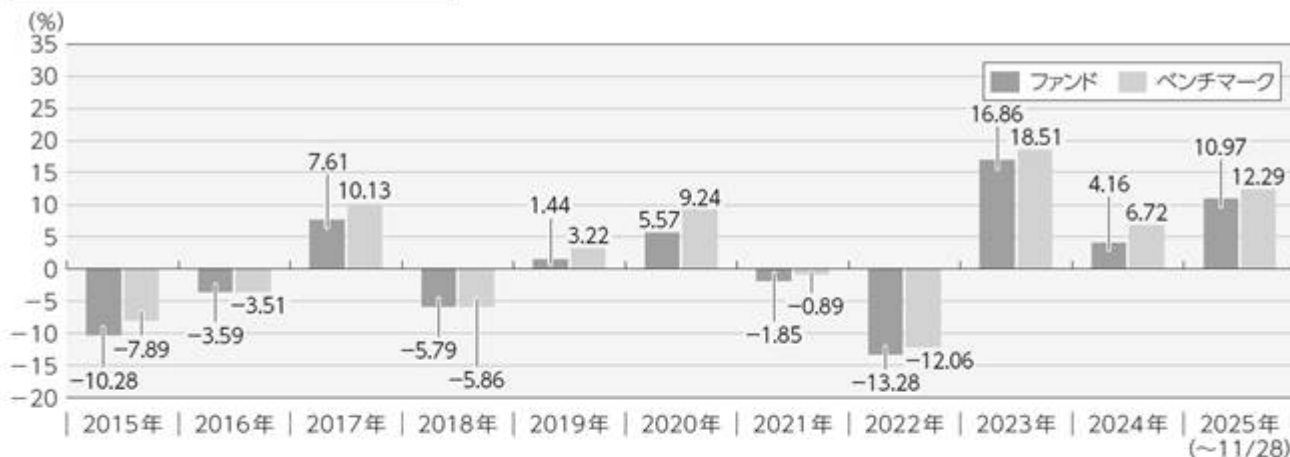
年間収益率の推移 (期間:2015年～2025年)

データは2025年11月28日現在です。

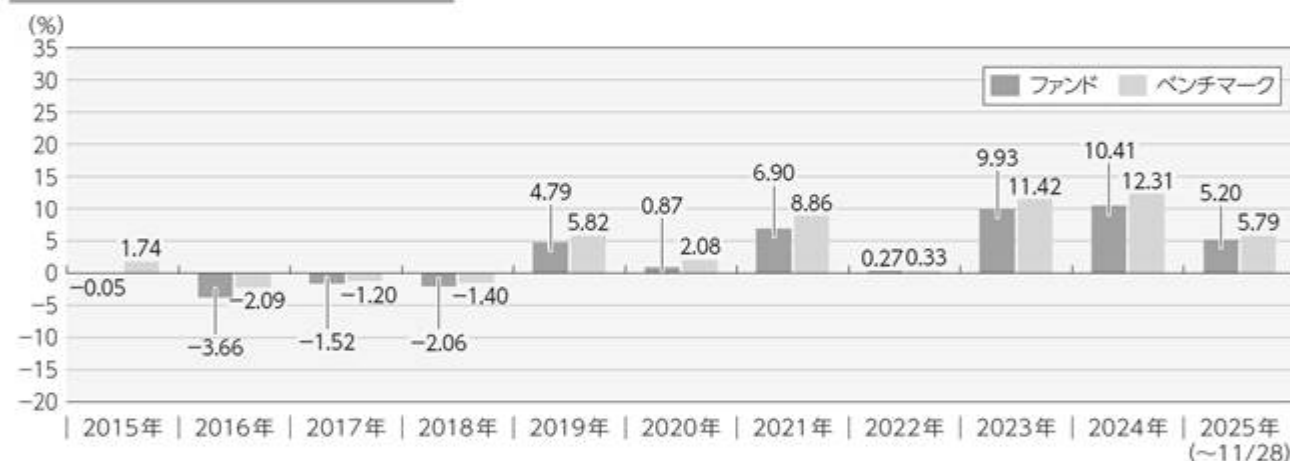
※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

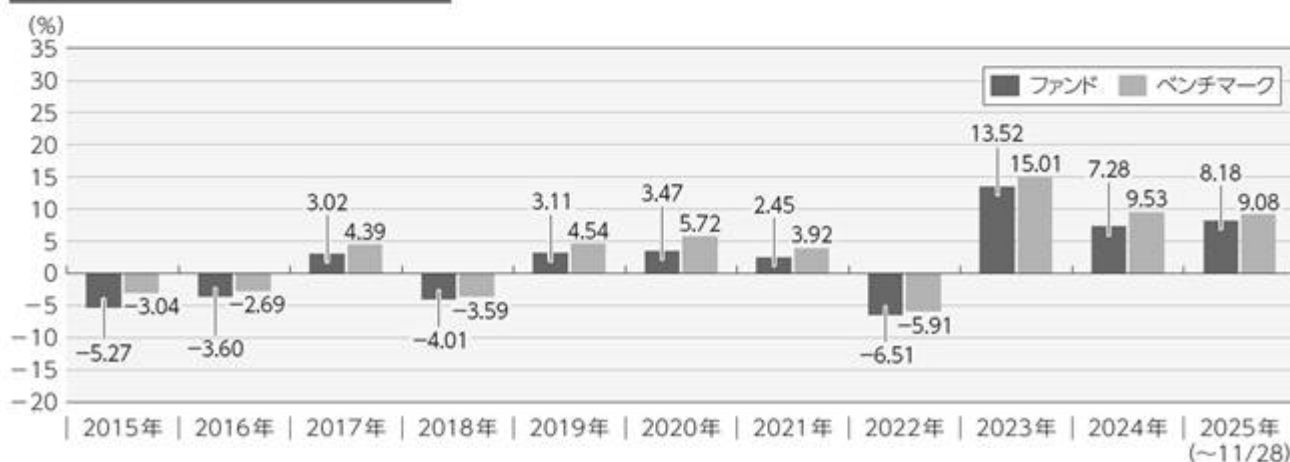
欧州ソブリン債ポートフォリオ



米国ソブリン債ポートフォリオ



欧米ソブリン債ポートフォリオ



※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

※上記の収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 当ファンドには、取扱販売会社によって税引後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「一般コース」があります。
- (3) 取得申込者が「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (4) 申込単位は、「自動けいぞく投資コース」の場合は販売会社が定める単位、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位です。
- (5) 受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (6) 申込に係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.65%（税抜1.5%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。
また、収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。また、ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、買付けの申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る買付けの申込みに限ってこれを受け付けます。
- (8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- (9) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
 - (2) 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。また、ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、換金の申込みを受け付けません。
 - (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、「自動けいぞく投資コース」の場合は、1口単位をもって、「一般コース」の場合は、1万口単位をもって換金（解約）の請求ができます。
 - (4) 受益者が換金（解約）を請求するときは、取扱販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
 - (5) 委託会社は、換金（解約）の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
 - (6) 換金（解約）価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.1%を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - (7) 換金（解約）時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」の内容をご覧ください。
 - (8) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - (9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金（解約）の申込みの受け付けを中止することができます。換金（解約）の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金（解約）の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金（解約）の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金（解約）価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金（解約）の申込みを受け付けたものとして、(6)の規定に準じて算定した価額とします。
 - (10) 換金（解約）代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
 - (11) 受託会社は、換金（解約）代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
 - (12) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ファンドの換金(解約)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりには換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
- ・基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) 欧州ソブリン債ポートフォリオ

マザーファンド（しんきん欧州ソブリン債マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

2) 米国ソブリン債ポートフォリオ

マザーファンド（しんきん米国ソブリン債マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

3) 欧米ソブリン債ポートフォリオ

マザーファンド（しんきん欧州ソブリン債マザーファンドおよびしんきん米国ソブリン債マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

4) しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

国債証券および特殊債券は個別法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しています。

5) しんきん米国ソブリン債マザーファンド

国債証券および特殊債券は個別法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しています。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「（５）その他」の「ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年２月16日から５月15日まで、５月16日から８月15日まで、８月16日から11月15日まで、11月16日から翌年２月15日までを原則とします。

上記にかかわらず、上記の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6) 上記3)から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「約款の変更」の4)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することができます。約款の変更を行う際には、委託会社は、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。公告は、日本経済新聞に掲載します。ただし、この約款に係る全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、上記1)から5)までの規定に従います。

反対者の買取請求権

前記の規定に従い信託契約の解約を行う場合、または前記の規定に従い約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき毎年5月、11月の計算期間の末日および償還日を基準に、交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドにかかる償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2025年5月16日から2025年11月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【しんきん海外ソブリン債セクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,171,475	3,825,808
親投資信託受益証券	185,930,148	184,166,260
未収利息	49	36
流動資産合計	191,101,672	187,992,104
資産合計		
	191,101,672	187,992,104
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	913,931	820,026
未払解約金	247,804	-
未払受託者報酬	24,887	26,097
未払委託者報酬	447,967	469,733
その他未払費用	2,458	2,581
流動負債合計	1,637,047	1,318,437
負債合計		
	1,637,047	1,318,437
純資産の部		
元本等		
元本	203,095,836	182,228,033
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	13,631,211	4,445,634
(分配準備積立金)	14,008,293	13,107,053
元本等合計	189,464,625	186,673,667
純資産合計		
	189,464,625	186,673,667
負債純資産合計		
	191,101,672	187,992,104

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日)	当期 (自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日)
営業収益		
受取利息	5,191	5,083
有価証券売買等損益	2,142,949	20,236,112
営業収益合計	2,137,758	20,241,195
営業費用		
受託者報酬	53,736	52,747
委託者報酬	967,159	949,395
その他費用	5,314	5,219
営業費用合計	1,026,209	1,007,361
営業利益又は営業損失 ()	3,163,967	19,233,834
経常利益又は経常損失 ()	3,163,967	19,233,834
当期純利益又は当期純損失 ()	3,163,967	19,233,834
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	351,931	232,136
期首剰余金又は期首欠損金 ()	9,874,477	13,631,211
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,046,818	816,026
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,046,818	816,026
剰余金減少額又は欠損金増加額	146,232	40,300
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	146,232	40,300
分配金	1,845,284	1,700,579
期末剰余金又は期末欠損金 ()	13,631,211	4,445,634

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間の取扱い 当特定期間は、当期末が休日のため、2025年5月16日から2025年11月17日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 220,379,400円 期中追加設定元本額 2,154,725円 期中一部解約元本額 19,438,289円	期首元本額 203,095,836円 期中追加設定元本額 1,392,374円 期中一部解約元本額 22,260,177円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は13,631,211円であります。	—
3 特定期間末日における受益権の総数	203,095,836口	182,228,033口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自2024年11月16日 至2025年5月15日)	当期 (自2025年5月16日 至2025年11月17日)
1 分配金の計算過程 第87期	1 分配金の計算過程 第89期
A 費用控除後の配当等収益額 682,681円	A 費用控除後の配当等収益額 1,174,443円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 44,905,434円	C 収益調整金額 42,557,252円
D 分配準備積立金額 14,491,749円	D 分配準備積立金額 13,452,443円
E 当ファンドの分配対象収益額 60,079,864円	E 当ファンドの分配対象収益額 57,184,138円
F 当ファンドの期末残存口数 206,967,501口	F 当ファンドの期末残存口数 195,678,639口
G 10,000口当たり収益分配対象額 2,902円	G 10,000口当たり収益分配対象額 2,922円
H 10,000口当たり分配金額 45円	H 10,000口当たり分配金額 45円
I 収益分配金金額 931,353円	I 収益分配金金額 880,553円

第88期		第90期		
A	費用控除後の配当等収益額	994,298円	A 費用控除後の配当等収益額	1,156,314円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	44,118,253円	C 収益調整金額	39,676,339円
D	分配準備積立金額	13,927,926円	D 分配準備積立金額	12,770,765円
E	当ファンドの分配対象収益額	59,040,477円	E 当ファンドの分配対象収益額	53,603,418円
F	当ファンドの期末残存口数	203,095,836口	F 当ファンドの期末残存口数	182,228,033口
G	10,000口当たり収益分配対象額	2,907円	G 10,000口当たり収益分配対象額	2,941円
H	10,000口当たり分配金額	45円	H 10,000口当たり分配金額	45円
I	収益分配金金額	913,931円	I 収益分配金金額	820,026円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2024年11月16日 至 2025年5月15日)	当期 (自 2025年5月16日 至 2025年11月17日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,726,479円	8,895,360円
合計	3,726,479円	8,895,360円

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自2024年11月16日 至2025年5月15日)	当期 (自2025年5月16日 至2025年11月17日)
該当事項はありません。	同左

（ 1口当たり情報）

前期 （2025年5月15日現在）	当期 （2025年11月17日現在）
1口当たり純資産額 0.9329円 （1万口当たり純資産額 9,329円）	1口当たり純資産額 1.0244円 （1万口当たり純資産額 10,244円）

（ 4 ）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債 マザーファンド	89,670,981	184,166,260	
合計		89,670,981	184,166,260	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

【しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,008,912	5,905,111
親投資信託受益証券	280,361,894	299,509,733
未収利息	57	56
流動資産合計	286,370,863	305,414,900
資産合計	286,370,863	305,414,900
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,174,914	1,156,048
未払解約金	783,234	-
未払受託者報酬	38,423	41,652
未払委託者報酬	691,529	749,685
その他未払費用	3,813	4,133
流動負債合計	2,691,913	1,951,518
負債合計	2,691,913	1,951,518
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 261,092,069	1, 2 256,899,732
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	22,586,881	46,563,650
(分配準備積立金)	63,034,874	66,119,466
元本等合計	283,678,950	303,463,382
純資産合計	283,678,950	303,463,382
負債純資産合計	286,370,863	305,414,900

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日)	当期 (自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日)
営業収益		
受取利息	5,722	7,203
有価証券売買等損益	16,116,705	28,147,839
営業収益合計	16,110,983	28,155,042
営業費用		
受託者報酬	82,235	80,970
委託者報酬	1,480,056	1,457,294
その他費用	8,165	8,037
営業費用合計	1,570,456	1,546,301
営業利益又は営業損失 ()	17,681,439	26,608,741
経常利益又は経常損失 ()	17,681,439	26,608,741
当期純利益又は当期純損失 ()	17,681,439	26,608,741
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	152,676	92,004
期首剰余金又は期首欠損金 ()	43,950,721	22,586,881
剰余金増加額又は欠損金減少額	483,825	534,712
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	483,825	534,712
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,945,078	762,800
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,945,078	762,800
分配金	1,237,824	1,231,880
期末剰余金又は期末欠損金 ()	22,586,881	46,563,650

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間の取扱い 当特定期間は、当期末が休日のため、2025年5月16日から2025年11月17日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 270,928,172円 期中追加設定元本額 3,620,447円 期中一部解約元本額 13,456,550円	期首元本額 261,092,069円 期中追加設定元本額 3,841,728円 期中一部解約元本額 8,034,065円
2 特定期間末日における受益権の総数	261,092,069口	256,899,732口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自2024年11月16日 至2025年5月15日)	当期 (自2025年5月16日 至2025年11月17日)
1 分配金の計算過程 第87期	1 分配金の計算過程 第89期
A 費用控除後の配当等収益額 1,295,449円	A 費用控除後の配当等収益額 1,797,248円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 53,814,305円	C 収益調整金額 52,492,778円
D 分配準備積立金額 64,597,906円	D 分配準備積立金額 61,721,685円
E 当ファンドの分配対象収益額 119,707,660円	E 当ファンドの分配対象収益額 116,011,711円
F 当ファンドの期末残存口数 266,424,474口	F 当ファンドの期末残存口数 256,851,651口
G 10,000口当たり収益分配対象額 4,493円	G 10,000口当たり収益分配対象額 4,516円
H 10,000口当たり分配金額 45円	H 10,000口当たり分配金額 45円
I 収益分配金金額 1,198,910円	I 収益分配金金額 1,155,832円
第88期	第90期

A	費用控除後の配当等収益額	1,123,516円	A	費用控除後の配当等収益額	1,989,728円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	3,539,086円
C	収益調整金額	53,058,615円	C	収益調整金額	53,135,395円
D	分配準備積立金額	63,086,272円	D	分配準備積立金額	61,746,700円
E	当ファンドの分配対象収益額	117,268,403円	E	当ファンドの分配対象収益額	120,410,909円
F	当ファンドの期末残存口数	261,092,069口	F	当ファンドの期末残存口数	256,899,732口
G	10,000口当たり収益分配対象額	4,491円	G	10,000口当たり収益分配対象額	4,687円
H	10,000口当たり分配金額	45円	H	10,000口当たり分配金額	45円
I	収益分配金金額	1,174,914円	I	収益分配金金額	1,156,048円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2024年11月16日 至 2025年5月15日)	当期 (自 2025年5月16日 至 2025年11月17日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	9,224,705円	18,506,311円
合計	9,224,705円	18,506,311円

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自2024年11月16日 至2025年5月15日)	当期 (自2025年5月16日 至2025年11月17日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
1口当たり純資産額 1.0865円 (1万口当たり純資産額 10,865円)	1口当たり純資産額 1.1813円 (1万口当たり純資産額 11,813円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン債 マザーファンド	123,953,869	299,509,733	
合計		123,953,869	299,509,733	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

【しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,229,506	8,281,976
親投資信託受益証券	502,425,381	528,883,807
未収利息	78	79
流動資産合計	510,654,965	537,165,862
資産合計	510,654,965	537,165,862
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,287,103	2,198,418
未払解約金	-	535,786
未払受託者報酬	66,653	73,806
未払委託者報酬	1,199,755	1,328,486
その他未払費用	6,636	7,352
流動負債合計	3,560,147	4,143,848
負債合計	3,560,147	4,143,848
純資産の部		
元本等		
元本	1, 3 508,245,184	1, 3 488,537,413
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 1,150,366	44,484,601
(分配準備積立金)	45,695,601	55,474,939
元本等合計	507,094,818	533,022,014
純資産合計	507,094,818	533,022,014
負債純資産合計	510,654,965	537,165,862

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日)	当期 (自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日)
営業収益		
受取利息	7,109	7,675
有価証券売買等損益	16,242,306	53,458,426
営業収益合計	16,235,197	53,466,101
営業費用		
受託者報酬	141,223	145,193
委託者報酬	2,541,944	2,613,418
その他費用	14,058	14,456
営業費用合計	2,697,225	2,773,067
営業利益又は営業損失 ()	18,932,422	50,693,034
経常利益又は経常損失 ()	18,932,422	50,693,034
当期純利益又は当期純損失 ()	18,932,422	50,693,034
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	61,807	191,265
期首剰余金又は期首欠損金 ()	22,582,705	1,150,366
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,362	217,216
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	26,233
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,362	190,983
剰余金減少額又は欠損金増加額	341,170	626,470
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	341,170	626,470
分配金	1,457,648	1,457,548
期末剰余金又は期末欠損金 ()	1,150,366	44,484,601

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間の取扱い 当特定期間は、当期末が休日のため、2025年5月16日から2025年11月17日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 513,961,904円 期中追加設定元本額 3,332,656円 期中一部解約元本額 9,049,376円	期首元本額 508,245,184円 期中追加設定元本額 5,301,373円 期中一部解約元本額 25,009,144円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,150,366円であります。	—
3 特定期間末日における受益権の総数	508,245,184口	488,537,413口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自2024年11月16日 至2025年5月15日)	当期 (自2025年5月16日 至2025年11月17日)
1 分配金の計算過程 第87期	1 分配金の計算過程 第89期
A 費用控除後の配当等収益額 2,066,254円	A 費用控除後の配当等収益額 3,268,607円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 39,624,661円	C 収益調整金額 39,591,538円
D 分配準備積立金額 46,407,562円	D 分配準備積立金額 44,954,613円
E 当ファンドの分配対象収益額 88,098,477円	E 当ファンドの分配対象収益額 87,814,758円
F 当ファンドの期末残存口数 507,454,629口	F 当ファンドの期末残存口数 502,029,109口
G 10,000口当たり収益分配対象額 1,736円	G 10,000口当たり収益分配対象額 1,749円
H 10,000口当たり分配金額 45円	H 10,000口当たり分配金額 45円
I 収益分配金金額 2,283,545円	I 収益分配金金額 2,259,130円
第88期	第90期

A	費用控除後の配当等収益額	1,919,160円	A	費用控除後の配当等収益額	3,419,693円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	9,797,641円
C	収益調整金額	39,888,219円	C	収益調整金額	38,819,396円
D	分配準備積立金額	46,063,544円	D	分配準備積立金額	44,456,023円
E	当ファンドの分配対象収益額	87,870,923円	E	当ファンドの分配対象収益額	96,492,753円
F	当ファンドの期末残存口数	508,245,184口	F	当ファンドの期末残存口数	488,537,413口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,728円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,975円
H	10,000口当たり分配金額	45円	H	10,000口当たり分配金額	45円
I	収益分配金金額	2,287,103円	I	収益分配金金額	2,198,418円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2024年11月16日 至 2025年5月15日)	当期 (自 2025年5月16日 至 2025年11月17日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,884,705円	29,141,997円
合計	2,884,705円	29,141,997円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自2024年11月16日 至2025年5月15日)	当期 (自2025年5月16日 至2025年11月17日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2025年5月15日現在)	当期 (2025年11月17日現在)
1口当たり純資産額 0.9977円 (1万口当たり純資産額 9,977円)	1口当たり純資産額 1.0911円 (1万口当たり純資産額 10,911円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債 マザーファンド	127,683,452	262,236,273	
	しんきん米国ソブリン債 マザーファンド	110,353,654	266,647,534	
合計		238,037,106	528,883,807	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

「しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ」は「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」受益証券を、「しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ」は「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」受益証券を、「しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ」は「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」及び「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

		2025年11月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金		102,522,189
コール・ローン		43,134,951
国債証券		13,674,829,062
未収利息		133,028,561
前払費用		7,211,062
流動資産合計		13,960,725,825
資産合計		13,960,725,825
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	6,797,416,309
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		7,163,309,516
元本等合計		13,960,725,825
純資産合計		13,960,725,825
負債純資産合計		13,960,725,825

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年11月17日現在

本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年11月17日現在	
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	
	期中追加設定元本額	6,897,840,653円
	期中一部解約元本額	781,771,826円
		882,196,170円

元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ	89,670,981円
	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ	127,683,452円
	しんきん3資産ファンド（毎月決算型）	4,979,228,551円
	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	557,092,574円
	しんきん世界アロケーションファンド	133,855,470円
	しんきん世界アロケーションファンド（積極型）	152,298,238円
	しんきん3資産ファンド（1年決算型）	559,429,458円
	しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型）	198,157,585円
	合計	6,797,416,309円
2 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日に おける受益権の総数		6,797,416,309口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年5月16日 至 2025年11月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年11月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2025年11月17日現在	
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	141,239,448円
合計	141,239,448円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2025年11月17日現在	
該当事項はありません。	

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年5月16日 至 2025年11月17日	
該当事項はありません。	

(1口当たり情報)

2025年11月17日現在	
1口当たり純資産額 2.0538円 (1万口当たり純資産額 20,538円)	

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

ユ-口	国債証券	BGB 0.800 06/22/27	300,000.00	294,088.01	
		BGB 0.900 06/22/29	500,000.00	474,939.65	
		BGB 1.600 06/22/47	1,000,000.00	659,272.38	
		BGB 3.000 06/22/34	1,300,000.00	1,292,236.07	
		BGB 5.000 03/28/35	1,000,000.00	1,145,665.00	
		BTPS 0.950 08/01/30	2,200,000.00	2,036,210.00	
		BTPS 2.500 12/01/32	700,000.00	676,578.00	
		BTPS 2.800 12/01/28	3,000,000.00	3,041,559.00	
		BTPS 2.950 02/15/27	400,000.00	403,928.00	
		BTPS 3.350 07/01/29	1,800,000.00	1,852,196.04	
		BTPS 3.450 07/15/31	2,600,000.00	2,681,640.00	
		BTPS 3.850 07/01/34	3,200,000.00	3,337,696.00	
		BTPS 4.050 10/30/37	1,900,000.00	1,981,687.65	
		BTPS 4.500 10/01/53	1,000,000.00	1,035,710.00	
		BTPS 5.000 08/01/39	1,500,000.00	1,704,119.40	
		DBR 0.000 08/15/31	2,000,000.00	1,750,820.00	
		DBR 0.250 02/15/29	2,200,000.00	2,073,368.00	
		DBR 1.700 08/15/32	3,200,000.00	3,053,776.00	
		DBR 3.250 07/04/42	1,500,000.00	1,527,615.00	
		DBR 4.000 01/04/37	3,000,000.00	3,336,138.00	
		DBR 4.750 07/04/28	850,000.00	908,298.10	
		DBR 4.750 07/04/34	1,700,000.00	1,980,489.80	
		FRTR 0.000 11/25/31	2,500,000.00	2,107,432.50	
		FRTR 1.250 05/25/34	1,000,000.00	852,155.00	
		FRTR 1.250 05/25/36	2,300,000.00	1,848,303.00	
		FRTR 1.500 05/25/31	2,800,000.00	2,617,619.20	
		FRTR 2.500 05/25/30	100,000.00	99,491.00	
		FRTR 2.750 10/25/27	2,700,000.00	2,728,240.65	
		FRTR 3.250 05/25/45	1,200,000.00	1,075,989.60	
		FRTR 4.000 10/25/38	3,000,000.00	3,093,210.00	
		FRTR 4.500 04/25/41	700,000.00	752,712.10	
		FRTR 5.750 10/25/32	1,900,000.00	2,222,449.00	
		IRISH 2.600 10/18/34	1,000,000.00	974,650.00	
		NETHER 0.000 07/15/31	450,000.00	391,590.00	
		NETHER 0.250 07/15/29	200,000.00	186,063.80	
		NETHER 0.500 01/15/40	1,400,000.00	979,876.80	
		NETHER 0.750 07/15/27	100,000.00	97,959.90	
		NETHER 2.500 01/15/33	1,550,000.00	1,537,953.40	
		PGB 2.875 10/20/34	1,500,000.00	1,488,822.00	
		RAGB 0.000 02/20/31	450,000.00	394,556.17	
		RAGB 0.500 04/20/27	400,000.00	391,635.60	
RAGB 0.750 02/20/28	400,000.00	388,396.80			
RAGB 1.500 02/20/47	900,000.00	627,298.20			

	RAGB 2.400 05/23/34	1,200,000.00	1,155,856.80	
	RFGB 3.000 09/15/34	1,000,000.00	1,002,480.00	
	SPGB 0.800 07/30/29	1,100,000.00	1,038,090.16	
	SPGB 1.500 04/30/27	1,550,000.00	1,537,327.20	
	SPGB 1.950 04/30/26	300,000.00	299,850.00	
	SPGB 1.950 07/30/30	2,700,000.00	2,632,942.80	
	SPGB 2.350 07/30/33	500,000.00	479,870.00	
	SPGB 4.200 01/31/37	3,200,000.00	3,454,336.00	
	SPGB 4.700 07/30/41	2,200,000.00	2,473,460.00	
ユーロ合計		77,150,000.00	76,178,647.78 (13,674,829,062)	
	合計		13,674,829,062 (13,674,829,062)	

注1 通貨種類毎の小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	国債証券 52銘柄	100.0%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		2025年11月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金		76,293,526
コール・ローン		33,902,893
国債証券		11,340,414,018
特殊債券		2,476,951,994
未収利息		90,875,324
前払費用		8,609,917
流動資産合計		14,027,047,672
資産合計		14,027,047,672
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	5,805,211,705
剰余金		
剰余金又は欠損金()		8,221,835,967
元本等合計		14,027,047,672
純資産合計		14,027,047,672
負債純資産合計		14,027,047,672

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年11月17日現在

本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年11月17日現在	
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	5,603,793,192円
	期中追加設定元本額	977,558,164円
	期中一部解約元本額	776,139,651円

元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ	123,953,869円
	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ	110,353,654円
	しんきん3資産ファンド（毎月決算型）	4,229,891,999円
	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	454,020,852円
	しんきん世界アロケーションファンド	113,780,854円
	しんきん世界アロケーションファンド（積極型）	129,526,302円
	しんきん3資産ファンド（1年決算型）	473,624,781円
	しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型）	170,059,394円
	合計	5,805,211,705円
2 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日に おける受益権の総数		5,805,211,705円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年5月16日 至 2025年11月17日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年11月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2025年11月17日現在	
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	271,037,548円
特殊債券	62,248,136円
合計	333,285,684円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2025年11月17日現在	
該当事項はありません。	

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年5月16日 至 2025年11月17日	
該当事項はありません。	

(1口当たり情報)

2025年11月17日現在	
1口当たり純資産額 2.4163円 (1万口当たり純資産額 24,163円)	

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

米ドル	国債証券	T-BOND 1.750 08/15/41	1,500,000.00	1,017,949.21		
		T-BOND 2.500 05/15/46	4,300,000.00	3,019,910.16		
		T-BOND 3.000 02/15/47	1,650,000.00	1,258,189.44		
		T-BOND 3.125 02/15/42	3,600,000.00	2,984,203.11		
		T-BOND 3.125 05/15/48	3,100,000.00	2,386,273.42		
		T-BOND 3.500 02/15/39	2,000,000.00	1,829,765.62		
		T-BOND 3.625 02/15/44	3,200,000.00	2,773,500.00		
		T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000.00	2,962,382.82		
		T-BOND 4.750 02/15/37	1,600,000.00	1,681,124.99		
		T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000.00	1,156,503.90		
		T-BOND 6.500 11/15/26	1,000,000.00	1,028,828.51		
		T-NOTE 0.625 08/15/30	1,600,000.00	1,385,812.49		
		T-NOTE 0.875 11/15/30	4,000,000.00	3,483,437.52		
		T-NOTE 1.250 08/15/31	3,800,000.00	3,300,062.50		
		T-NOTE 1.375 11/15/31	4,800,000.00	4,170,750.00		
		T-NOTE 1.500 02/15/30	3,000,000.00	2,743,945.32		
		T-NOTE 1.625 02/15/26	3,900,000.00	3,878,458.58		
		T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000.00	3,661,554.70		
		T-NOTE 1.625 08/15/29	4,600,000.00	4,279,078.14		
		T-NOTE 2.250 11/15/27	4,600,000.00	4,479,789.07		
		T-NOTE 2.625 01/31/26	1,500,000.00	1,495,992.18		
		T-NOTE 2.625 02/15/29	1,000,000.00	969,140.62		
		T-NOTE 3.125 11/15/28	5,900,000.00	5,816,800.79		
		T-NOTE 3.500 02/15/33	2,700,000.00	2,625,644.53		
		T-NOTE 4.250 08/15/35	5,500,000.00	5,549,843.75		
		T-NOTE 4.250 11/15/34	1,100,000.00	1,113,792.96		
		T-NOTE 4.375 05/15/34	2,200,000.00	2,253,109.36		
		国債証券 小計		79,950,000.00	73,305,843.69 (11,340,414,018)	
		特殊債券	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000.00	4,917,315.72	
ASIA 4.125 05/30/2030	3,000,000.00		3,042,606.51			
IADB 4.125 02/15/29	1,400,000.00		1,418,422.71			
IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000.00		2,075,988.77			
IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000.00		2,552,433.52			
IBRD 4.000 05/06/2032	2,000,000.00		2,004,557.88			
特殊債券 小計		16,500,000.00	16,011,325.11 (2,476,951,994)			
米ドル合計		96,450,000.00	89,317,168.80 (13,817,366,012)			
合計			13,817,366,012 (13,817,366,012)			

注1 通貨種類毎の小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 27銘柄	82.1%	82.1%
	特殊債券 6銘柄	17.9%	17.9%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2025年11月28日現在

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

資産総額	189,740,229 円
負債総額	59,641 円
純資産総額（ ）	189,680,588 円
発行済数量	182,516,054 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0393 円

しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）

資産総額	309,061,278 円
負債総額	97,531 円
純資産総額（ ）	308,963,747 円
発行済数量	256,129,376 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2063 円

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）

資産総額	543,271,071 円
負債総額	170,854 円
純資産総額（ ）	543,100,217 円
発行済数量	488,983,582 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1107 円

（参考）「しんきん海外ソブリン債セレクション」の各ポートフォリオが投資する「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の同日における純資産額計算書は、以下のとおりです。

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

資産総額	14,174,313,346 円
負債総額	円
純資産総額（ ）	14,174,313,346 円
発行済数量	6,799,342,535 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0847 円

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

資産総額	14,333,275,451 円
負債総額	円
純資産総額（ ）	14,333,275,451 円
発行済数量	5,805,211,705 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4690 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- 2 受益者名簿
該当事項はありません。
- 3 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- 4 受益権の譲渡
 - (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - (2) 上記(1)の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - (3) 上記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 5 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- 6 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- 7 償還金
償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- 8 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

(2) 当社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2025年11月28日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	97	868,040
単位型公社債投資信託	52	98,790
単位型株式投資信託	91	166,049
合計	240	1,132,879

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条および第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		金 額	金 額	金 額	金 額
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		8,583,718		4,034,379
前払費用			36,090		38,575
未収委託者報酬			714,228		695,298
未収運用受託報酬	*2		17,472		20,424
未収収益			53		26,135
未収還付消費税等			-		4,194
その他の流動資産			8,804		8,662
流動資産計			9,360,369		4,827,670
固定資産					
有形固定資産	*1		96,118		95,211
建物		66,035		61,724	
器具備品		30,082		33,486	
無形固定資産			30,478		20,023
ソフトウェア		28,836		18,492	
電話加入権		959		959	
その他		681		571	
投資その他の資産			61,265		5,060,188
長期預金		-		5,000,000	
投資有価証券		22,943		22,314	
長期前払費用		1,735		1,920	
繰延税金資産		36,586		35,953	
固定資産計			187,861		5,175,422
資産合計			9,548,231		10,003,093

科 目	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		金 額	金 額	金 額	金 額
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			525,427		527,860
未払手数料	*2	446,175		446,076	
その他未払金		79,251		81,783	
未払法人税等			99,630		87,968
未払消費税等			23,241		16,552
未払事業所税			2,368		2,324
賞与引当金			85,497		84,777
その他の流動負債			4,498		4,579
流動負債計			740,664		724,062
固定負債					
退職給付引当金			149,819		136,020
役員退職慰労引当金			16,156		20,312
固定負債計			165,976		156,332
負債合計			906,640		880,395
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			8,641,284		9,122,882
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			8,441,284		8,922,882
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		8,439,284		8,920,882	
別途積立金		7,700,000		8,280,000	
繰越利益剰余金		739,284		640,882	
評価・換算差額等			307		185
その他有価証券評価差額金			307		185
純資産合計			8,641,591		9,122,697
負債・純資産合計			9,548,231		10,003,093

（２）【損益計算書】

科 目	注記 番号	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日		当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
		金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,755,477		5,340,764
運用受託報酬	*1		119,263		137,412
営業収益計			5,874,740		5,478,177
営業費用					
支払手数料	*1		2,834,615		2,652,671
広告宣伝費			56,076		62,062
調査費			862,064		884,082
調査研究費		602,300		610,815	
委託調査費		259,764		273,266	
営業雑経費			78,304		74,675
印刷費		67,921		64,760	
郵便料		130		123	
電信電話料		5,157		4,846	
協会費		5,094		4,945	
営業費用計			3,831,061		3,673,492
一般管理費					
給料			738,208		721,645
役員報酬		66,058		63,295	
給料・手当		493,278		481,210	
賞与		73,133		71,675	
法定福利費		100,162		99,431	
福利厚生費		5,575		6,032	
賞与引当金繰入			85,414		84,096
退職給付費用			80,176		79,421
役員退職慰労引当金繰入			10,662		8,656
交際費			4,789		3,280
旅費交通費			9,001		7,619
租税公課			22,609		20,777
不動産賃借料			62,981		63,355
固定資産減価償却費			28,300		27,450
諸経費			156,090		152,847
一般管理費計			1,198,235		1,169,148
営業利益			845,443		635,536
営業外収益					
受取利息	*1		132		59,650
その他営業外収益			328		255
営業外収益計			461		59,906
営業外費用					
雑損失			4,534		2,205

営業外費用計			4,534		2,205
経常利益			841,371		693,236

科 目	注記 番号	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日		当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			3,426		-
特別損失計			3,426		-
税引前当期純利益			837,944		693,236
法人税、住民税および事業税			250,927		210,869
法人税等調整額			1,993		769
当期純利益			585,023		481,598

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
別途積立金の積立			710,000	710,000		
別途積立金の取崩						
当期純利益				585,023	585,023	585,023
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			710,000	124,976	585,023	585,023
当期末残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	155	155	8,056,416
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			585,023
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	151	151	151
当期変動額合計	151	151	585,174
当期末残高	307	307	8,641,591

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
別途積立金の積立			580,000	580,000		
別途積立金の取崩						
当期純利益				481,598	481,598	481,598
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			580,000	98,401	481,598	481,598
当期末残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	307	307	8,641,591
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			481,598
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	492	492	492
当期変動額合計	492	492	481,106
当期末残高	185	185	9,122,697

重要な会計方針

	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ~ 50年 器 具 備 品 3年 ~ 20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
4. 収益および費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。</p> <p>(1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
建 物	85,996千円	90,508千円
器具備品	46,782千円	43,526千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
普通預金	7,469,689千円	3,741,388千円
定期預金	1,000,000千円	千円
未収運用受託報酬	2,051千円	千円
未払手数料	214,856千円	260,208千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
運用受託報酬	68,151千円	59,960千円
受取利息	129千円	2,714千円
支払手数料	2,203,996千円	2,126,084千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	22,943	22,943	
合計	22,943	22,943	

(注1) 上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1) 預金	8,583,432	8,583,432	
(2) 未収委託者報酬	714,228	714,228	
(3) 未収運用受託報酬	17,472	17,472	
合計	9,315,133	9,315,133	

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券		22,943		22,943
合計		22,943		22,943

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載していません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によりますが、中途解約しない限り元本が保証されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

仕組み預金については、自己資金の運用リスクの管理方針に基づき、自己資金運用リスク管理細則を定め、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを的確に把握し適正に管理し、定期的に経営委員会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金（長期預金除く）、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,924,742	75,257
投資有価証券	22,314	22,314	
合計	5,022,314	4,947,057	75,257

（注1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
(1) 預金	4,034,033	4,034,033		
(2) 未収委託者報酬	695,298	695,298		
(3) 未収収益	26,135	26,135		
(4) 未収運用受託報酬	20,424	20,424		
(5) 長期預金	5,000,000			5,000,000
合計	9,775,892	4,775,892		5,000,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券		22,314		22,314
合計		22,314		22,314

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金		4,924,742		4,924,742
合計		4,924,742		4,924,742

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,934	2,000	934
小計	2,934	2,000	934
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	20,008	20,500	491
小計	20,008	20,500	491
合計	22,943	22,500	443

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,774	2,000	774
小計	2,774	2,000	774
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	19,540	20,500	959
小計	19,540	20,500	959
合計	22,314	22,500	185

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
委託者報酬	5,755,477
運用受託報酬	119,263
合計	5,874,740

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
委託者報酬	5,340,764
運用受託報酬	137,412
合計	5,478,177

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4.収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2．確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	147,286	149,819
退職給付費用	19,805	18,944
退職給付の支払額	17,272	32,744
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	149,819	136,020

（2）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	149,819	136,020
退職給付引当金	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	149,819	136,020

（3）退職給付費用

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 19,805	千円 18,944

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 52,340千円、当事業年度 51,552千円であります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,680,937,373	1,832,300,599
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,770,192,799	1,853,684,901
差引額	89,255,425	21,384,301
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2023年3月分) 0.1104%	(2024年3月分) 0.1125%
(3) 補足説明	<p>上記(1)の差引額的主要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高147,969,513千円および年金財政計算上の別途積立金58,714,087千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>	<p>上記(1)の差引額的主要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高134,623,732千円および年金財政計算上の別途積立金113,239,430千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	26,179	25,958
役員退職慰労引当金	4,947	6,402
退職給付引当金繰入限度超過額	45,874	42,873
未払事業税	5,926	5,457
未払事業所税	725	711
その他有価証券評価差額金		58
その他	3,890	3,824
繰延税金資産 小計	87,544	85,287
評価性引当額	50,821	49,334
繰延税金資産 合計	36,722	35,953
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	135	
繰延税金負債 合計	135	
繰延税金資産の純額	36,586	35,953

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	68,151

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	59,960

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の内 容	議決権等の所 有(被所有)割 合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の関 係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	890,998 百万円	信用金庫 連合会事 業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託 の代行手 数料 運用受託 報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,203,996 千円 68,151 千円 70,903 千円 49,958 千円	未払 手数料	214,856 千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の内 容	議決権等の所 有(被所有)割 合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の関 係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業		なし	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託の 代行手数料	594,916 千円	未払 手数料	132,162 千円

(注) 1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,126,084 千円 59,960 千円 59,239 千円 49,958 千円	未払 手数料	260,208 千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業		なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	483,375 千円	未払 手数料	86,274 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産額	2,160,397円84銭	2,280,674円43銭
1株当たり当期純利益金額	146,255円82銭	120,399円68銭

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

2 . 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
当期純利益金額	585,023千円	481,598千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益金額	585,023千円	481,598千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 2025年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		4,153,532
前払費用		77,991
未収委託者報酬		753,339
未収運用受託報酬		19,135
未収収益		26,524
その他の流動資産		8,178
流動資産計		5,038,700
固定資産		
有形固定資産 * 1		88,760
建物	59,792	
器具備品	28,967	
無形固定資産		16,504
ソフトウェア	15,028	
電話加入権	959	
その他	516	
投資その他の資産		5,053,389
長期預金	5,000,000	
投資有価証券	22,854	
長期前払費用	1,532	
繰延税金資産	29,001	
固定資産計		5,158,654
資産合計		10,197,355

当中間会計期間末 2025年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		555,258
未払手数料	469,273	
その他未払金	85,985	
未払法人税等		78,750
未払消費税等		25,462
未払事業所税		1,171
賞与引当金		65,728
その他の流動負債		6,315
流動負債計		732,686
固定負債		
退職給付引当金		112,368
役員退職慰労引当金		13,456
固定負債計		125,825
負債合計		858,511
(純資産の部)		
株主資本		9,338,601
資本金		200,000
利益剰余金		9,138,601
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	9,136,601	
別途積立金	8,760,000	
繰越利益剰余金	376,601	
評価・換算差額等		243
その他有価証券評価差額金	243	
純資産合計		9,338,844
負債・純資産合計		10,197,355

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間		
自 2025年4月 1日		
至 2025年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,637,463
運用受託報酬		36,427
営業収益計		2,673,891
営業費用		
支払手数料		1,300,577
広告宣伝費		36,121
調査費		458,513
調査研究費	316,226	
委託調査費	142,286	
営業雑経費		34,673
印刷費	29,815	
郵便料	102	
電信電話料	2,523	
協会費	2,231	
営業費用計		1,829,885
一般管理費		
給料		327,181
役員報酬	31,701	
給料・手当	240,767	
法定福利費	51,477	
福利厚生費	3,235	
賞与引当金繰入		62,395
退職給付費用		44,191
役員退職慰労引当金繰入		5,143
交際費		1,428
旅費交通費		5,506
租税公課		10,078
不動産賃借料		31,893
固定資産減価償却費 * 1		13,235
諸経費		77,145
一般管理費計		578,201
営業利益		265,804
営業外収益		
受取利息		34,969
その他営業外収益		273
営業外収益計		35,242
営業外費用		
雑損失		1,457

営業外費用計		1,457
経常利益		299,589

当中間会計期間		
自 2025年4月 1日		
至 2025年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
特別損失		
固定資産除却損	758	
特別損失計		758
税引前中間純利益		298,831
法人税、住民税および事業税		76,273
法人税等調整額		6,839
中間純利益		215,718

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882
当中間期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
別途積立金の積立			480,000	480,000		
別途積立金の取崩						
中間純利益				215,718	215,718	215,718
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計			480,000	264,281	215,718	215,718
当中間期末残高	200,000	2,000	8,760,000	376,601	9,138,601	9,338,601

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	185	185	9,122,697
当中間期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
中間純利益			215,718
株主資本以外の項目の当中間期変 動額（純額）	428	428	428
当中間期変動額合計	428	428	216,146
当中間期末残高	243	243	9,338,844

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日
1．有価証券の評価基準および評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4．収益および費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。</p> <p>(1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 2025年9月30日	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	92,440千円
	器具備品	44,164千円

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,899千円
	無形固定資産	5,336千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2025年9月30日）

1．金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、現金・預金（長期預金除く）、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,881,029	118,970
投資有価証券	22,854	22,854	
合計	5,022,854	4,903,884	118,970

（注） 上記表中の投資有価証券の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券		22,854		22,854
合計		22,854		22,854

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金		4,881,029		4,881,029
合計		4,881,029		4,881,029

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2025年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	3,254	2,000	1,254
小計	3,254	2,000	1,254
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	19,600	20,500	899
小計	19,600	20,500	899
合計	22,854	22,500	354

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間 自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日	
委託者報酬	2,637,463 千円
運用受託報酬	36,427 千円
合計	2,673,891 千円

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間	
自 2025年4月 1日	
至 2025年9月30日	
1株当たり純資産額	2,334,711円 7銭
1株当たり中間純利益	53,929円60銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	215,718千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る中間純利益	215,718千円
期中平均株式数	4,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称 信金中央金庫（指定登録金融機関）（販売会社）

(2) 資本の額（出資の総額） 890,998百万円（2025年3月末現在）

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称 しんきん証券株式会社（金融商品取引業者）（販売会社）

(2) 資本の額 20,000百万円（2025年3月末現在）

(3) 事業の内容

金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。

3 - (1) 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

(2) 資本の額 324,279百万円（2025年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

(1) 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

(2) 資本の額 10,000百万円（2025年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) しんきん証券株式会社（販売会社）

委託会社の指定する金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(3) 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【その他】

1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

- (1) 使用開始日を記載します。
- (2) 当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。
- (3) ファンドの形態等を記載することがあります。
- (4) 「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。
- (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することがあります。
- (7) 受託会社の名称を記載することがあります。
- (8) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。
- (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。（交付目論見書の場合）
- (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。
- (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります。（請求目論見書の場合）
- (12) 当ファンドの手續・手数料等の概要を記載することがあります。
- (13) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することがあります。

2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。（交付目論見書の場合）
- (5) 当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。
- (6) 委託会社の情報
- (7) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。

3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。

5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 岩崎 裕男

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月6日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオの2025年5月16日から2025年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオの2025年11月17日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月6日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオの2025年5月16日から2025年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオの2025年11月17日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月6日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオの2025年5月16日から2025年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオの2025年11月17日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月17日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

熊谷 充孝

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用

は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。